

15.10.22

石炭礦業報

互助會

號九第・卷五第

行發日八十二月九年五十和昭

筑山礦業學校

明治三十二年九月七日第三編印行
和十五年九月二十四日印行
和十五年九月二十六日發行

日本石炭其の後の動き	常燃料局分課卸組合の合石加入問題	石炭配給調整法解説	法規解説	参考
北支那視察より見たる支那人觀	北石公船運賃	福常礦業課	鳴濤生(一)	加茂泰吉(三)
本會記事	本會記事	荒牧	鳴濤生(二)	加茂泰吉(四)
石炭業權試掘採掘異動	石炭業權試掘採掘異動	査材	福井生(三)	加茂泰吉(五)
本會炭礦異動	本會炭礦異動	健造課	福井生(四)	加茂泰吉(六)
		調查課	福井生(五)	加茂泰吉(七)
		監理課	福井生(六)	加茂泰吉(八)
		監理課	福井生(七)	加茂泰吉(九)
		監理課	福井生(八)	加茂泰吉(十)
		監理課	福井生(九)	加茂泰吉(十一)
		監理課	福井生(十)	加茂泰吉(十二)

九月號

石炭礦業報



石炭礦業互助會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ石炭礦業互助會下稱ノ。

第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭礦業者ヲ以テ組織ス。

第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭礦業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス。

第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市三置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ。

第二章 事 業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ。

一、調査機關ヲ設ケ石炭礦業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲスコト。

二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト。

三、會報ヲ刊行スルコト。

四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲ大司コト。

五、其ノ他必要ト認ムル事業。

第三章 會 員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス。

一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ヲヨルモトス。

二、正會員ハ石炭礦業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムモノトス。

三、准會員ハ正會員ノ推薦ヲヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同ジ。

正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量（毎年自四月一日至翌三月卅一日）ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經

第四章 役 員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク。

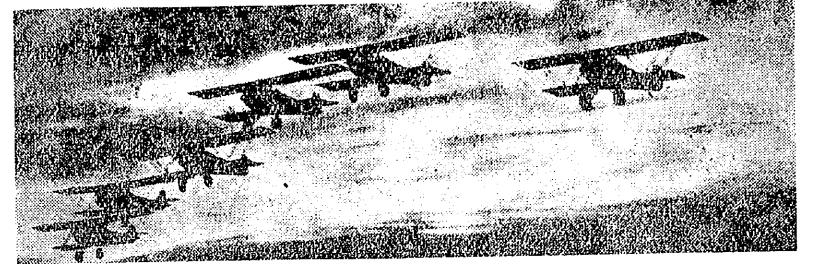
一、監理會員一名以内。

二、副會長一名。

三、會計員一名。

第十六條 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中





頭言 卷

新体制運動に希む

高度國防國家の確立を目指す、我が新体制運動も、愈々上意下達の機關たる中核体即ち大政翼賛會の機構が決定せられ、其の中央人事も略々決定を見た様である。次は翼賛會のパックを成し、下意上達の機關として新体制促進の任に當る協力會議の組織が進められる譯で、新体制運動は之等兩組織機構の強化、發展に連れて積極化及び本格化を見るであらう。併し乍ら、我々の此處に遺憾とする点は、かくの如くして我々の目前に明治維新以來の割期的大變革、大革新が遂行されつゝあるにもかゝらず、大多數の國民が熱意乏しく、無關心に見えることである。

此の傾向は政黨政治の墮落振りに愛想を盡した國民が、更に之にとつて代つた官僚の獨善政治の爲に、國民大衆の政治的意志を反映する機関も、又政治に關與する機會もなく、政治は凡そ我々に縁遠いものであるかの如く習性づけられるに至つたゝめであらう。具体的に言へば今や國民は數年前とは異り、一種の官製的の砂を噛む様な大會、講演會等を除く以外、政治運動に携る機會も政談演説會に接する機會もなく、又年に一度あるかなきかの選舉投票以外に政治に關與する機會もなかつた。

我々は今、此處に新体制運動が發足するに當り、政治の上層部に在る者がよく反省、考慮すべき点である。新体制運動に於ても、若し、國民と密着する点に於て其の方法を誤れば、其の立派な機構も組織も生命無き形式的なものとなり、其の目的の充分なる實現を期し得ないであらう。

我々は今、此處に新体制運動を展開するに當り、大政翼賛會中央本部が、此の運動を一億國民の心からなる運動、眞に生氣激動たる實質的國民全体の翼賛運動として發展、結實せしむる様、中央及び地方に於ける運動の中心となる優良、有能なる人材の選擇と配置、並に運動展開の方法を誤らざらん事を希むものである。

(鳴濤)

第十七條 但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
モノトス
会長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐
シ會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ
會務ヲ執行ス
監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
評議員ハ會長ノ詮問ニ應ズルモノトス
第十八條 但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
役員ノ任期ハ左ヲ通り定ム
會長副會長ハ三ヶ月ノ年トス
監査役及評議員ハ二ヶ月トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次の定期總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキトキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得
トキハ長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ
詳リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
第廿一條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之ヲ任免
經ルコトヲ要ス

第五章 資產及會計
第廿二條 以テ組織スルモノトス
本會ノ資產ハ基本金、會費及寄附金ノ他ノ收入金ヲ
ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ
但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經用スルコトヲ得
第廿四條 本會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應シ總會ニ諸リ必要ナル金額ヲ
決定スルモノトス
本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月三十日ニ終ル
第廿六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ
經ルコトヲ要ス

第廿七條 會計年度ノ終リニ於テ剰餘金アルトキハ之レニ基本
シ會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐
シ會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ
會務ヲ執行ス
監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
評議員ハ會長ノ詮問ニ應ズルモノトス
第廿八條 但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
役員ノ任期ハ左ヲ通り定ム
會長副會長ハ三ヶ月ノ年トス
監査役及評議員ハ二ヶ月トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次の定期總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキトキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得
トキハ長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ
詳リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
第廿九條 定時總會ハ毎四月中一回會長之ヲ召集シ決算ノ承認ヲ
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レニ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルト
キ之ヲ召集ス
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ
其ノ出席を求ムルコトアルベシ
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
其場合ハ理事同様決議權ヲ有スルモノトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之ヲ召集ス
會員相互ノ申合セニヨリ之レニ開クキノトス
監査役ハ理事會ニ出席シ得サルモノトス
總會ニ出席シ得サル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委
托スルコトヲ得
第六章 議會
第卅一條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第卅二條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノ
トス
第卅五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ
以テ即時實施スルモノリ
附 則

第卅二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
第卅三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第卅四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノ
トス
第卅五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ
以テ即時實施スルモノリ
附 則



言頭卷

新体制運動に希む

高度國防國家の確立を目指す、我が新体制運動も、愈々上意下達の機關たる中核体即ち大政翼賛會の機構が決定せられ、其の中央人事も略々決定を見た様である。次は翼賛會のバツクな成し、下意上達の機關として新体制促進の任に當る協力會議の組織が進められる譯で、新体制運動は之等兩組織機構の強化、發展に連れて積極化及び本格化を見るであらう。具体的併し乍ら、我々の此處に遺憾とする点は、かくの如くして我々の目前に明治維新以來の劃期的大變革、大革新が遂行されつゝあるにもかゝらず、大多數の國民が熱意乏しく、無關心に見えることである。

此の傾向は政黨政治の墮落振りに愛憎を盡した國民が、更に之にそつて代つた官僚の獨善政治の爲に、國民大衆の政治的意志を反映する機關も、又政治に關與する機會もなく、政治は凡そ我々に縁遠いものであるかの如く習性づけられるに至つたためであらう。具体的に言へば今や國民は數年前とは異り、一種の官製的の砂嚙む様な大會、講演會等を除く以外、政治運動に携る機會も政談演説會に接する機會もなく、又年に一度あるかなきかの選舉投票以外に政治に關與する機會もなかつた。

我々は今、此處に新体制運動が發足するに當り、政治の上層部に在る者がよく反省、考慮すべき点である。新体制運動に於ても、若し、國民と密着する点に於て其の方法を誤れば、其の立派な機構も組織も生命無き形式的なものとなり、其の目的の充分なる實現を期し得ないであらう。

かかる状態は新体制運動を展開するに當り、政治の上層部に在る者がよく反省、考慮すべき点である。新体制運動に於ても、若し、國民と密着する点に於て其の方法を誤れば、其の立派な機構も組織も生命無き形式的なものとなり、其の目的の充分なる實現を期し得ないであらう。

我々は今、此處に新体制運動が發足するに當り、大政翼賛會中央本部が、此の運動を一億國民の心からなる運動、眞に生氣激動たる實質的國民全体の翼賛運動として發展、結實せしむる様、中央及び地方に於ける運動の中心となる優良、有能なる人材の選挙と配置並に運動展開の方法を誤らざらん事を希むものである。

(鳴濤)

第六章 議論
第七十九條 定時議論會 每四月中一回議長のレク召集の決算の本題
 以降は會計の報告の後、決算の報告の後、監督會の意見、監督會の意見の申立ての結果
 第三十條 定時議論會は毎四月中一回議長のレク召集の決算の本題
 以降は會計の報告の後、決算の報告の後、監督會の意見、監督會の意見の申立ての結果
第八十條 不定期議論會 五箇月に一回議長のレク召集の決算の本題
 以降は會計の報告の後、監督會の意見、監督會の意見の申立ての結果
第八十一條 定時議論會
 第四十條 不定期議論會
 第八十二條 不定期議論會
 第八十三條 不定期議論會
 第八十四條 不定期議論會
 第八十五條 不定期議論會
 第八十六條 不定期議論會

西 章 邱 炭 田 調 査 書

石炭鑛業互助會 事務局
石炭對策委員 久野吉
石炭對策委員 荒牧泰
石炭對策委員 久野健
石炭對策委員 荒牧造
石炭對策委員 久野保

本調査書は前號にも詳記せし如く本社理事加茂氏等有志が互助會の援助の下に酷熱下の山野を経めぐつて作成した貴重なもので特に乞ふて掲載した。

緒 言

石炭統制法案が議會に提出せらるゝに當り我石炭鑛業互助會は本法案は机上のプランにして事業の本件を没却し實際に則せず國家が要求する石炭増産擴充と相反するものにして眞に國策に忠實なる政策に非ず、即ち實際事業經營の立前より見て却つて減產を招來し諸產業の基礎たる石炭鑛業を危くし延いては全產業を萎頹せしむるものであると言ふ見地より敢然是が反対運動を起し不肖等其委員として帝都に上り朝野の要路に接衝其矛盾撞着を摘發し是が徹底を要求遂に法案は修正並に運營施行細則等に多大の言質を織込まれ大部分吾人の要求を容られて日本石炭株式會社の設立となり来る十月一日より販賣統制法實施の段取となれり。素より法律制定の上は我々炭鑛業者は粉骨碎心利害を超越して國策に順應し意氣

と熱を以て最大の努力を致し石炭增産に邁進すべき旨を誓つて鄉闊に歸り、目下凡ゆる困難を排除して奮闘を續けつゝあり。然るに我炭鑛界を靜觀するに國內の地下資源は命數に限りあり今日の大増産政策必ずしも百年の大計に非らざることは贅言を要せざる所なり。

茲に於て一葦帶水の彼岸北支那炭田を考察するに思ひ半に過ぐるものあり依つて有志と圖り先輩諸賢の御支援を得て山東炭田調査並に開發に乗出したる次第なり、素より微力にして吾等寡數にて此大業を完成せんとするには前途に幾多の紛糾曲折あるべく其容易ならざることを自覺せり大方諸先輩の御指導御後援を希ふや切なり。

位 置

山東省章邱縣文祖鎮埠村一帶

本炭田は山東省主要埋藏地膠東區一帶の内に含まれ膠濟線龍山棗園寺、明水に至る各驛の南方にして東西約二十杆に亘る。

(イ) 東方は東章邱炭田即ち旭華、官莊兩公司の經營する普集驛南方の炭田を經て淄川、博山炭鑛に連なり稍々離れて坊子炭田あり。

(ロ) 南方は津浦沿線即ち山東省主要埋藏地魯南區域一帶の萊蕪、新泰、華寶、華豐、曲阜、中興等の稼行礦山を經て江蘇省境徐州驛東北方の軍管理柳泉炭鑛に至る延々三百二十杆の炭田に連接す。

更に東南方には泰山の南方底部を過ぎ沂水、莒縣、沂州一帶を經て本省の南海岸傳瞳、河口、日照に至る未開發炭田あり。

一、交 通、運 輸

交通は我福岡縣よりは空、海、陸の三線とす

(イ)空便に據るものは雁の巣を午前九時五十分發京城、大連、天津を経て北京着午後五時二十五分同地一泊、翌午前十時半北京發濟南着は同十一時五十分夫れより明水迄一時間半なれば即ち北京一泊と共に約三十時間以内にて炭礦に至る。

(ロ)海路に據る時は門司、青島、濟南線を最も可とし、門司發午後一時、青島着翌々日午前着(東亞海運會社船舶路)それより鐵路にて青島發午前九時明水着午後五時五十八分にして青島の海陸連絡宜しければ二晝夜四時間にして炭礦に着。

(ハ)陸路は下關より關釜連絡船にて釜山に至り國際列車を利用すれば午前、午後の二回ありて何れも約二晝夜にして濟南着、濟南より明水間二時間にして通計約五十四時間を要すれ共最も確實安全なるコースと云ふべし尙乗車費は各コース共大差なし。

二、運輸

内地輸送は膠濟線明水驛より青島迄三百四十二杆にして壹噸壹糸約壹錢壹厘(華北交通株式會社運輸部配車課にて調査)なれば此間

鐵道 運賃	金參圓七拾六錢也
青島驛諸掛	金參拾貳錢也
全 諸稅	金貳圓四拾錢也
全FOB諸掛	金貳圓四拾錢也
青島八幡汽船運賃	金五圓參拾錢也
合 計	金拾貳圓六拾參錢也

(註)

滿鐵產業部昭和十四年十二月調査書に據る
滿鐵產業部昭和十四年十二月調査書に據る

備考

青島港汽船積能力

大港は五埠頭より成り六、〇〇〇順級一八隻、又は三、〇〇〇順級一六隻の繫船能力あり。第一埠頭は一萬噸級を繫船し得。現在一年の最大呑吐能力四百萬噸あり。

汽船運賃

青島——八幡	每噸金五圓三十錢位	(五六六哩)
青島——阪神	// 金五圓六十錢位	(八〇六哩)
青島——伊勢灣	// 金六圓六十錢位	(一〇一九哩)
青島——芝浦	// 金六圓九十錢位	(一、一三六哩)

地勢

本炭田は膠濟鐵路沿線濟南より五十一杆東方の明水驛に至る平地の南方一帯に亘り東方には雙山宅西南部に石灰岩より成る珊瑚礁等次第に南方に至り遠く片麻岩より成れる泰山山脈に連りて炭田平地を抱くが如き地勢を構成し更に膠濟鐵道路に添ひて石英砂岩露出す。

中央に瓜漏河、東に瀧河西に青揚河等何れも北流し平素は殆ど流れなきも雨期には激流を見る事あり。

山麓及河流兩岸一帶は支那特有の黃土を以て覆はれ豪雨霖雨の爲め地隙及溝渠状を成せる河谷所々にあり、此平地一帶に炭層賦存し其面積は貳億三千五百六十萬坪に及び恰も我筑豐五郡並に柏屋炭田内に介在せる福知、八木山等の諸山を取除き平原とし香春嶺、英彦山の連峰より遠賀川流域一帶の炭田を俯瞰せるが如き感あり。

西草邱炭田は山東省内現在及過去に於ける開発炭田中最も遅れて未だ見るべき稼行炭礦甚だ少なきも炭屑は相當以前より發見せられたるものゝ如く所謂土法(我筑豐炭田昔時の狸堀式採掘の如きもの)に依り露頭附近を採掘したる跡所々にあり、其内天源公司は民國七八年(大正七、八年)頃天成公司と稱し山老坡崖に堅坑を開鑿し後と民國十年天源公司と改組し資本金六拾萬元となつたが其後出水の爲め同坑を放棄し靴筒地に移轉、新礦開坑と同時に一方膠濟線明水驛駅所間に十五杆の輕便鐵道を敷設し稍々發達の途上にありたるも民國十七年七月昭和三年七月)境界不況に加ふるに坑内出水の厄に遭ひ採炭を中止し莫大の損失を被るに至れり。

民國廿三年(昭和九年)協大公司の借區堀に移し山老坡崖の興坑復活と同時に月官莊北方二支里の處に第二坑を開鑿したるも其後事變に遭ひ天源公司は蔣介石に従ひ重慶に逃走し炭礦は水没するに至れり。最近協大公司は以前の關係を利用し新坑を開坑着炭せじめしも未だ出炭するに至らず。

礦區及礦所設備は全部天源公司的所有にして企業當時は相當ありたる模様なるも破損、盜難等にて目下辛うじて使用に堪へ得るものは五噸機關車壹臺、六噸貨車十臺、「ボイラ」十一本、「ポンプ」十臺、捲機四臺「レール」、炭車、「センバ」等、其他修理用等の舊設備あり。

其他現稼行炭坑は

大興公司	昭和五年開坑
新鑄公司	昭和七年開坑
利達公司	昭和十一年開坑

寶生公司

最近舊坑復活

源昌公司 右 同

等あるも屢々休坑し居り且又何れも幼稚なる採掘法にて排水には牛皮袋を礦車には柳條籠を使用し人力捲揚げを成し居れり、稍々設備を有するものも蒸氣捲にして「ケーシ」は木製、捲揚げは釣り揚げ式にして一見單純なるが如きも其危險と低能率には識者の目を覆はしむるものあり。

其他本炭田内には貳拾余の礦區設定せられあるも事變の爲め山東省廳にも一切の書類紛失して據るべきものなし。

現在稼業中の主要炭坑

◎大興煤礦(本坑)

一位	置	山東省草邱縣埠村の西
一、地	形	平 原
一、面	積	質
一、炭	層	二疊石炭紀層
一、炭	質	(分坑に併記)
一、坑	口	三尺(三行層)
一、出	炭	半無煙炭
一、運	搬	堅坑一 徑八尺 深さ百二十尺
		日產九十噸(一日五百籠)
		馬、小車、大車

一、許可年月日	民國十九年十二月一日(昭和五年)
一、鑛業權者	民國廿一年十二月一日(昭和七年)
一、經營者	大興公司 李集生
一、經營者	大興公司 新鑛
一、設備	ボイラ一三本 摺機一臺 レール 豪車 箋
一、事務員	十人
一、稼働者	坑内 一〇〇人 坑外 三〇人
一、沿革現況	昨年十一月より舊坑の排水を開始し本年三月より出炭する事となれり但し設備幼稚にして毎年三ヶ月乃至六ヶ月の稼業を例とせり。一、二、三坑の三堅坑を有し内本坑のみ蒸氣捲揚機を使用も他は全部人力なり。
一、販賣	地場賣にて處理し炭價は百斤建にて六十四錢乃至七十錢にて販賣す
一、將來性	現在稼行の三行層と以下四行層より十行層迄含有し凡そ三、四百万噸の礦量あり設備の如何に依りては將來有望なり。
一、備考	經營者は濟南市内に居住せり、鑛業權者は行先不明なり
一、調査年月日	昭和十五年八月一日

◎大興○鑛(分坑)

一、沿革現況

(本坑と共に詳述す)

現在三行層を稼行せり
右同断

一、販賣來性考

昭和十五年八月一日

一、調査年月日

◎新鑄煤鑄

山東省章邱縣埠村大冶庄

平原

二疊石炭紀層

五、六四五公畝 (一六九、三五〇坪)

四尺

(三行層)

堅坑一、徑八尺、深さ百三十尺

不 明

馬、小車の豫定

民國二十一年十二月一日(昭和七年)

一、炭質積形置

一、地質積形置

◎利達煤鑄

山東省章邱縣埠村周家林

平原

二疊石炭紀層

八、九八一公八畝、五八(一六九、四四七坪)

二尺(三行層)

一、鍛業權者
一、經營者
一、設務員
一、事務員
一、稼動者
一、沿革現況
一、販賣
一、將來性
一、備考
一、調查年月日
外に、綜勘資金

楊松亭、陳漢軒
楊松亭、陳漢軒
ボイラ一本、捲一臺、吸水ポンプ一臺
坑内一〇人 坑外一〇人
極最近より百尺の舊坑を排水し目下牛皮袋にて排水、掘進中此處數日ならずして着炭の豫定
地場賣りを目指す
未知數なり
經營者は濟南にあり、日本人との合辦を希望しあれり
昭和十五年八月一日
坑外夫 七〇錢 坑内夫 一圓五十錢 何れも十二時間勤務

一、炭 出 炭 高 搬	一、坑 口 堅 坑 日 產	一、半無煙炭
一、許可年月日	一、鑛業權者	一、民國廿二年十一月十九日(昭和八年十二月十九日)。
一、運	一、經營者	一、馬、小車
一、事務員	一、設	一、堅坑口直箇、徑九尺、深度 A八五米、B九五米
一、稼働者	一、稼	一、日產壹百噸
一、沿革現況	一、沿革現況	一、

一、將來性	一、沿革現況	一、販賣	一、備考	一、調查年月日
一、將來性	一、沿革現況	一、販賣	一、備考	一、調查年月日
現在發見せる層は一行層より五行層有り、一二行層は薄層にして稼行不可、現在稼行三行層は含有量五十万噸有り、四行層は一米四、五行層は一米、此等の炭量貳百萬噸	民國廿五年開坑毎年雨期及排水期間を除き三ヶ月間作業する事を例とす	貳拾名	現在發見せる層は一行層より五行層有り、一二行層は薄層にして稼行不可、現在稼行三行層は含有量五十万噸有り、四行層は一米四、五行層は一米、此等の炭量貳百萬噸	昭和十五年八月一日
經營者は濟南市に居住せり	確定せる販賣先なきも地揚消費に賣却しをるなり	百斤六十七錢	經營者は濟南市に居住せり	
昭和十五年八月一日				

◎寶生煤鑛

山東省章邱縣文祖鎮南方

平 原

二疊石炭紀層

六、七三一公畝、(二〇一、九三〇坪)

二米—三米(推定九行層)

有 煙 炭

堅坑二箇、A、B徑九尺、深度九六米、B深度四〇米(未着炭)

三十噸

馬、小車、大車、天源軌道を利用する事あり

民國二十五年四月六日(昭和十一年四月六日)

王 化 民

李棟臣、山村善四郎

ボイラーフ四本、捲貳臺、ポンプ其他

日本人一名、支那人五名

坑内夫二〇名、坑外夫二〇名

休坑中なりしを本年初めより排水を初め現在稼行中、出水少量なり

販賣性質考

確定せる處なし、地揚賣七十錢位(百斤)。
非常に有望なり。

經營者山村氏は青島にあり、李は濟南に居住す
昭和十五年八月二日

以上

◎源昌煤礦

山東省章邱縣文祖鎮北

一、調査年月日	一、備來考	一、位地	一、面積	一、地形	一、位置	一、備來考	一、將來性質
		二疊石炭紀層	平	原			
		天源公司借區一〇、五一七公畝、九一(三一五、五三七坪)	二	尺			
		豎坑貯筒、徑八尺、深度五七米	半無煙				
		馬、小車、大車	現在なし				
		天源公司	不明				
		不 明					
一、設備	一、事務員	一、出炭	一、運搬	一、出炭	一、地質	一、地質	一、地質
		ボイラー貯木、牛皮排水、捲貯臺					
一、稼働者	一、沿革現況	一、販賣	一、經營者	一、許可年月日	一、面積	一、面積	一、面積
五名	坑内五名、坑外十名	天源公司	不 明				
	休坑中なりしを最近排水をなし出炭中なりしも十日より出水増加せしめたる牛皮排水中なり						
	地、場、販賣						
	未知數						
一、備來考	一、將來性	一、備來考	一、將來性	一、備來考	一、面積	一、面積	一、面積
一、地質	一、地質	一、地質	一、地質	一、地質	一、地質	一、地質	一、地質
置	置	置	置	置	置	置	置

設備
事務員
稼働者
沿革現況
販賣
經營者

備
備
備
備
備
備

ボイラー貯木、牛皮排水、捲貯臺

五名

坑内五名、坑外十名

休坑中なりしを最近排水をなし出炭中なりしも十日より出水増加せしめたる牛皮排水中なり

地、場、販賣

未知數

天源公司

不
明

◎天源煤礦

山東省章邱縣埠村東

小丘並に平原

二疊石炭紀層

六八、九二一公畝、五五(一、〇六七、六四六坪)

一米四四行層

半無煙

新坑豎坑壹、徑九尺深さ八〇米

現在なし

一、運搬

坑所より明水驛迄鐵便軌道附設し、且純汽罐車一臺にて六噸積貨車五臺を繋引す

二、許可年月日

民國十三年三月十二日(大正十三年三月十二日)

一、礦業權者

天源公司

一、經營者

協大公司と稱するも不明

一、設備

ボイラ十一本、ポンプ十臺、捲機四臺繩其他レール、炭車、センパン、附屬品、舊船備相當

一、事務員

坑内五十名、坑外三十名

一、稼働者

十名

一、事務員

相当古き歴史を有し幾多曲折の後舊堅坑五井は全部水浸し廢坑となり目下新坑一坑開鑿着炭せり

一、沿革現況

相當時古き歴史を有し幾多曲折の後舊堅坑五井は全部水浸し廢坑となり目下新坑一坑開鑿着炭せり

一、販賣

地場消費並に產銷公司に販賣せり

一、將來性

新坑は舊採掘跡と關係なく採掘なれば下層の採掘と併せて極めて有望にして運輸機關も有し、西章邱炭田の中央に位し、各方面より検討して最も將來性有るものなり

一、備考

昭和十五年八月二日

地質

炭田及其附近を構成する地質は左の如し

一、奥陶紀支那層上部

下部濟南系——暗灰色石灰岩——褐色白雪質石灰岩(下部濟南石炭層)綠灰色泥灰色

上部濟南系(上部濟南石灰岩層)黑色石炭岩

二、二疊石炭紀博山系

含炭層砂岩及頁岩、石炭岩を含む

大奎山層——石英砂岩及雜色頁岩層

三、三疊珠羅紀新泰系

赤色砂岩層

四、第三紀鮮新期瓜漏河層

洪積層——黃土層——黃土及石灰質蠻岩

五、第四紀

沖積層——沖積層——砂及黃土

六、珠羅紀及其後、火成岩

閃綠岩、閃綠分岩、輝綠岩、粗粒玄

(此項九大土質學教授渡邊博士大正九年實地調査書に依る)

炭層の賦存状況及炭質

本炭田の炭層は概ね南方より北方に傾斜され其東方は瑚山山脈の幡居に依り淄川博山炭脈との連接を挿少ならしめ自然直影響を受けて露頭は次第に東方に迂廻し半圓形を成し、東南隅珊瑚山山脈と危山、青旗山との分るゝ所瓜漏河支流上流文組鎮西方と埠村東南部の低地に涉り南北に向斜軸を形成す

更に埠村南方瓜漏河上流崇山、河南山一帶は緩傾斜にして山麓に露頭露出し走向東西にして黃土を以て覆はなし北方一望の平地に傾斜す本炭層は淄川博山と連續するものなれ共淄博炭層は十一層なるに本西章邱炭田は董家莊附近に於て炭層十三層を見る走向及露頭の關係より一區域に區分して説明すべし

東方珊瑚山山麓の露頭は先づ東より西に傾斜し次第に此方に曲り即ち本炭層の本傾斜に従ひ瓜洞河の中流に至り崇山、河南山の露頭炭層と一致する一域と文祖鎮南方寶生炭礦附近より西方に傾斜する部分と埠村の南東方より北西に傾斜し向傾軸を形成する二區割と更に埠村南方崇山、河南山麓より北に傾斜せる本傾斜との三區域を以て形成す。

炭層は第一行層より十三行層ありて上中下の三群に分つ事を得、上部炭層群を五行層迄とし中部炭層群を六——九行層とし以下を下部炭層群として考察するに各炭層群中一、三行層及五行層十行層の四炭層は薄層及炭質不良等にて採礦不利とす其の他の九炭層は炭厚一米突乃至三米突にして合計貳拾八尺に及ぶ然して深夜百米突以上は土法採炭に依り亂掘せる形跡あり且つ斷層、向斜軸等採礦不能部を除くも猶四億噸以上埋藏せるものと認めらる炭質は上中層群は半無煙炭下層群是有煙炭にして六千乃至七千五百カロリーと認定せらるゝも確實なる所は目下分析中に付き後日發表すべし

本調査に當り接渉したる主なる關係官廳並に關係者

一、商工省

前商工大臣 藤原銀次郎閣下
前商工次官 岸信介閣下
燃料局長官 東榮二閣下
福岡鐵山監督局長 中村幸八閣下
全務部長 榎本謹吾殿

二、内務省

前内務大臣 兒玉秀雄閣下

愛知縣知事 兒玉九一閣下

福岡縣知事 本間精閣下

一、遞信省

前遞信大臣 竹内新平閣下

二、興亞院

興亞院政務部長 鈴木少將閣下

興亞院經濟部長心得兼第一課長 森岡少將閣下

華北連絡部長官 渡邊大佐

第一、第二局長 竹内新平閣下

次長 六平殿

調查室技師 岩崎正夫殿

調查官 手利樹殿

全體記官 手利殿

全體技師 手利殿

全體鑛山室 手利殿

全體 渡井 技手利殿

三、企劃院

全體 渡井 技手利殿

屬殿

企劃院次長
一、北支派遣軍多田部隊
本部參謀第四課長

企劃院次長
全參謀課長
全副官長
全機關長
全上級官長
全顧問官長
全北支派遣軍參謀長
全本土屋(二)部隊長
全副官

植村甲午郎閣下
河野少將閣下
堀尾中尉閣下
松井益太郎殿
小林維屏閣下
莊守佐殿
根岸少佐殿
有末中佐殿
大佐殿
佐殿

山東公署建設廳長
全上顧問官
全顧問補佐官
北支派遣軍參謀長
全土屋(二)部隊長
全副官

赤崎少將閣下
德照少尉閣下
江守佐殿
本鄉少尉殿
土屋中佐殿
西田畔一閣
莊守佐殿
松井益太郎殿
根岸少佐殿
河野少將閣下
堀尾中尉閣下
小林維屏閣下
庄守佐殿
根岸少佐殿
有末中佐殿
大佐殿

(七月廿一日戰鬥にて戰死)

全高橋隊
全上兵士

阿元部軍曹殿
伊橋軍曹殿
宍戸軍曹殿
吉井軍曹殿
守佐殿
鈴木殿
鉢田殿
中佐殿
大佐殿
佐佐殿
佐佐殿
佐佐殿
佐佐殿
佐佐殿
佐佐殿
佐佐殿

全高橋隊
全上兵士

赤崎少尉殿
德照少尉殿
江守佐殿
本鄉少尉殿
土屋中佐殿
西田畔一閣
莊守佐殿
松井益太郎殿
根岸少佐殿
河野少將閣下
堀尾中尉閣下
小林維屏閣下
庄守佐殿
根岸少佐殿
有末中佐殿
大佐殿

一、北支派遣軍麥倉部隊

吉井部隊長

全高橋隊
全上兵士
一、北支派遣軍長谷川(美)部隊

吉井部隊長

北支派遣軍清水隊長

吉井部隊長

太原越生部隊本部

吉井部隊長

北支派遣軍長谷川(美)部隊

吉井部隊長

北支派遣軍秋山部隊鉢田部隊長

吉井部隊長

北支派遣軍遠鶴津部隊高級副官

吉井部隊長

北支派遣軍秋山部隊鉢田部隊長

吉井部隊長

全主任
全次席
全主任

坂井手銜
秋太郎銜
之中齊男銜
之中齋之銜

北支交通株式會社

中齋男銜

福岡日日新聞北支總局長

中齋男銜

日產化學工業株式會社取締役

全　　全　　全　　全　　全　　全　　全　　全　　全　　全
全　　外地調查部參事　　北京事務所長

軍管理院里高錢鐵路總辦事所支配人

全　　全　　全　　全　　全　　全　　全　　全　　全

一郡組北京支店支店長　　濟南支店支店長　　徐州支店

軍管理　興中公司柳泉炭礦長　株式會社　興中公司

全　　全　　全　　全

軍管理　柳泉炭礦

山東礦業株式會社支配人
兼山東媒鐵產銷公司濟南支店支店長
博東公司

魯大公司庶務課長

全　　第二採炭所長

朝鮮銀行濟南支店

濟南市　東省號

章邱縣大冶莊大冶炭礦現場主任

濟南市　丸通運輸公司

全　　東亞ホテル

信正洋行濟南支店

協中煤礦股有限公司　礦山分事務所主任

新民報山東總支社濟南駐員

協大公司技師

朝日新聞濟南特派員

全　　通信員兼青島通信部

川南工業株式會社門頭溝礦業所全所長

全　　坑外主任

全

坂	長	生	鄉	郭	楠	周	山	出	川	岡	牧	瀧	木	上	早	田	村	尾
本	江	部	本	本	元	田	原	田	中	岸	野	澤	芹	未	葉	有	晉	謹
豐	湖	登	威	謹	太	平	山	由	元	岡	忠	大	萩	森	末	木	田	武
次	郎	助	穗	夫	東	一	垣	正	太	田	孝	城	島	廣	好	留	田	義
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	藏	大	島	知	重	沼	田	次
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	行	澤	達	三	重	農	田	郎
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	淳	斐	美	郎	喜	利	利	次
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	堯	休	源	六	彥	吉	孝	郎
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	鑑	四	郎	郎	喜	利	孝	郎
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	州	郎	彥	吉	次	郎
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	郎	郎	喜	利	孝	郎

以
上

法規解説

石炭配給調整規則解説

(商工通報ニ據ル)

|| (規則は前號に掲載) ||

一、石炭配給調整規則制定の理由

—石炭界の新體制—

A——八月一日の官報を見たのだが、石炭に就てまた難しい法律が出たね。

B——君のいふのは石炭配給調整規則のことだらう。あれは法律ではない、「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」に基く商工省令だ。

A——その省令で石炭をどうしようと謂ふのかね。戦時經濟を動かすのに石炭が重要缺くべからざるものだ位は僕でも知つてゐるつもりだが。

B——つまり、その貴重な石炭が無駄に使用されない様

に、また生産者から消費者の手に出来るだけ圓滑に渡る様にしようとするのが今度の規則の目的だ。その爲めに石炭業者も石炭の消費者も此の規則に依つて統制を受けて貰はなければならないのだ。

A——成程。然し今迄もさういふ統制がなかつた譯ではあるまい。

B——勿論さうだ。石炭販賣取締規則が施行されてゐた處が今度統制のやり方を變へる必要があるので、新らしく石炭配給調整規則が制定されることになつたのだ。

A——どうして統制のやり方が變はるのかね。

B——この前の議會を通過した法律で石炭配給統制法と

いふのがある。此の法律で日本石炭株式會社といふ國策會社が設立され、今年の十月一日からは内地で生産される石炭も、原則として總て此の日本石炭株式會社に賣渡さなければならぬ事になつたのだ。そして政府の指導監督の下に此の國策會社の活動に依り配給を圓滑にし價格を適正ならしめようとしてゐる譯だ。

A——それは石炭界の新體制だね。

B——さうだ。だからこの新體制にあはせて石炭の配給に關する統制法規も新らしくしなければならないのだ。

A——だが少し變だな。石炭配給統制法で日本石炭株式會社が國策的活動をすれば、その外に新しく規則など作る必要はないのではないか。

B——その疑問はもつともだ。日本石炭株式會社が一手に買取つた石炭を、直接會社自身の手で使用者に販賣することにすれば、會社に對する政府の指導監督さへ行はれば、外に規則の必要はないかもしれない。然し新體制もこれまで急進的ではない。日本石炭株式會社の買取つた石炭は、アル平準化した價格で、大體もとの生産業者、輸移入業

者に賣戻され、そこから從來の様に或は直接使用者に、或は販賣業者の手を経て使用者に販賣されることになつてゐる。戦時經濟の現段階では、この販賣業者も使用者も共に高度の統制に従つてもらはなければならぬのだ。そこで、石炭配給統制に依る日本石炭株式會社を中心とする統制の外に、これに對應して戦時統制の基礎法規が必要となるのだ。

A——宮本武蔵の様に兩刀使といふ形だね。

二、需要者側の統制

生産者も使用許可が必要

A——今度の規則に依つていづれ從來より統制が強化されることになるのだらうが、我々の家庭でも石炭を買ふのに許可が要ることになるのかい。

B——石炭の買受の許可が要るのは規則の第一條で從來通り常時月額八百五十噸以上を使用する所謂大口使用者に限られてゐる。

A——さういふ大口使用者は何時にも買受に許可が要るのか。

B——船舶用に使用する石炭、販賣する目的で買受けける石炭については許可は要らない。

A——さういつて買つた後で他の用途に使ふ悪い奴がないか。

B——それを防ぐ爲めに第三條に許可を受けずに買つた石炭を許可なしに買受の目的以外の用に供してはならぬと書いてある。

A——買受の許可を受けて買つた石炭はどうなつた。

B——やはり第三條で許可を受けなければ他人に譲渡が出来ないことになつてゐる。

A——大口使用者は買受の都度許可を受けるのか。

B——上期に買受けける石炭については前年十二月三十一日迄に、下期に買受けれる石炭については六月三十日迄に商工大臣に申請書を提出することとなつてゐる。上期は四月一日から九月三十日迄、下期といふのは十月一日から翌年三月三十一日迄のことだがね。第二條にはこの外申請の手續について規定してある。

A——買はずに石炭を使ふ者は、自由勝手のわけだな。

雖も重要なことだ。

三、供給者側の統制

A——需要者側の統制は大體わかつたつもりだが、供給者の方はどう統制されるのだ。

B——内地に石炭を供給する者としては、生産業者と外国からの輸入業者と外地からの移入業者とがあるが、之等の者は原則として皆石炭を日本石炭株式會社に賣渡すこと、石炭配給統制法できまつてゐることは、さつき話した通りだ。

A——そして日本石炭株式會社はそれを大體もとの業者に賣戻すのだつたね。

B——そうだ。然しこれは別にさういふ規定がある譯ではなく、統制上必要な場合は別として當分さういふ風に運用しようと謂ふのだ。

A——それでは日本石炭株式會社が一手に買取つた石炭をでたらめに賣渡さない様にする必要があるだらう。

B——その爲めに石炭配給調整規則の第六條で日本石炭株式會社は毎年上期と下期の配給計畫を立て、商工大臣の

B——いや違ふ。さつき話した石炭の新規制で、自分で生産した石炭も、輸移入した石炭も原則として全部日本石炭株式會社に賣渡すことになるのだから、買はずに石炭が使へる者は大體無いことになる。

A——それなら例外として日本石炭株式會社に賣らなくてよい石炭はどうなるのだ。

B——なか／＼突込むな。ところが、新しい第四條といふ規定がある。この規定に依つて、大口使用者のうち、自分で生産し、輸移入した石炭を、當該石炭山の事業用とか、發電事業用、製鐵事業用、人造石油製造事業用に使用する者は使用の許可を受けることになつてゐる。此の場合には、石炭配給統制法の關係では日本石炭株式會社に賣渡す必要のない場合に當るが、石炭配給調整規則の方では使用の許可が要ることになつてゐるのだ。許可申請の手續は規則の第五條にある。

A——すると買受も使用も自由なのは小口使用者だけだね。

B——規定はさうだが、消費規正の精神は小口使用者と承認を受けることになつてゐる。商工省ではその配給計畫が適當かどうか調べ、適當と認めれば承認する譯だ。規則の第九條に依つて、日本石炭株式會社はこの承認を受けた配給計畫に従つてでなければ石炭を賣渡すことが出来ない。

A——成程さういふ仕組か。然しこれでは生産業者、輸移入業者に石炭が戻るだけではないか。

B——ところが日本石炭株式會社では各業者から、いろいろの値段で買つた石炭を、品質に應じて一定した價格で賣渡すことになるのだ。

A——高く買つて安く賣渡すこともあるのだね。それなら買戻した業者が勝手な價格で勝手な向へ賣ればせつかりの新體制もめちゃ／＼になるだらう。

B——そこで、石炭配給統制法に依り日本石炭株式會社から買つた石炭を他人に販賣する價格は、日本石炭株式會社が指示し得ることになつてゐる。

A——これに従ひさへすれば、何處へ賣つてもいいのかが作成して商工大臣の承認を求める配給計畫には、日本石

炭株式會社自身の販賣計畫の外に、販賣の目的で日本石炭

ことに規則の第八條で規定されてゐる。

株式會社から石炭を買受ける者が其の石炭をどんな方面に賣るかといふことも含まれてゐるのだ。商工省は之を承認

することに依つて、石炭が必要な方面に無駄なく圓滑に流れれるやうにしようといふのだ。

A——さうか。その配給計畫には、一々の賣渡先まで出る譯だね。

B——大口使用者や、特に必要な使用先是全部出るが、小口向は道府縣別に概括して出るだけだ。その小口向の分は、配給計畫について商工大臣の承認があつたならば商工大臣の指示に従つて道府縣別の明細表に作成されて夫々の地方長官に提出されることになつてゐる。

A——配給計畫は半年毎にきまるといふ話だつたが、きまつた後で事情が變つたときは變更できるのだらうね。

B——勿論のことさ。そのときは配給計畫をきめる場合と同じ手續をとることになる。また必要があれば商工大臣の方から進んで變更を命令することも出来るし、地方長官もその道府縣の明細表の範圍内に限つて變更命令が出せる

社から交付される販賣指圖書に依らなければ賣りになつてゐる。この販賣指圖書は日本石炭株式會社では商工大臣の承認を受けた配給計畫や、地方長官に提出したそ

の明細表に依つて交付すべきことに規定されてゐる。だから、結局生産業者や輸移入業者は日本石炭株式會社から買受けた石炭を日本石炭株式會社の配給計畫やその明細表通りに賣ることになる譯だ。

A——たゞへ一廻でも販賣指圖書に依るのでなければ賣れないのだね。

B——いや、例外として御料品、船舶用品を賣渡すとき販賣業者や使用者への賣渡數量が一月二百廻未満のとき、天災事變其の他已むを得ない事情があつたときは販賣指圖書に依らなくてもよいのだ。

配給計畫や明細表の場合と同じだ。かうして販賣業者の配給も統制されるのだ。

A——指定仲買團體は澤山あるのか。

B——まださうあわてゝはいけない。内地の他の業者から石炭を仕入れて販賣する販賣業者が残つてゐるよ。

A——さうく、日本石炭株式會社から直接買受けずに生産業者や輸移入業者から買受けて販賣する業者は、日本

石炭株式會社の販賣指圖書に依る譯にいかないからね。

B——その代りに、指定仲買團體に加入してゐる販賣業者であれば指定仲買團體の交付する販賣指圖書に依つて賣ればよいのだ。規則の第十一條に規定がある。

A——指定仲買團體とは何だね。

B——販賣業者を社員又は株主とする會社か販賣業者の組織する團體で商工大臣が指定したものだ。この指定をう

けた販賣業者の會社や團體は、そのメンバーの取扱ふ石炭について日本石炭株式會社の場合と同じ様に配給計畫を作成し商工大臣の承認をうけ、その明細表を地方長官に提出し、また之等に従つてメンバーに販賣指圖書を交付するのだ。商工大臣や地方長官や變更命令も日本石炭株式會社の

こととに規則の第八條で規定されてゐる。

A——さうか。だがその配給計畫や明細通りに業者が販賣すればよいが。

B——規則の第十條で日本石炭株式會社から販賣の目的で石炭を買つた者はその石炭を賣るには、日本石炭株式會社から交付される販賣指圖書に依らなければならぬことに規定されてゐる。この販賣指圖書は日本石炭株式會社では商工大臣の承認を受けた配給計畫や、地方長官に提出したそ

の明細表に依つて交付すべきことに規定されてゐる。だから、結局生産業者や輸移入業者は日本石炭株式會社から買受けた石炭を日本石炭株式會社の配給計畫やその明細表通りに賣ることになる譯だ。

A——たゞへ一廻でも販賣指圖書に依るのでなければ賣れないのだね。

B——いや、例外として御料品、船舶用品を賣渡すとき販賣業者や使用者への賣渡數量が一月二百廻未満のとき、天災事變其の他已むを得ない事情があつたときは販賣指圖書に依らなくてもよいのだ。

配給計畫や明細表の場合と同じだ。かうして販賣業者の配給も統制されるのだ。

A——指定仲買團體は澤山あるのか。

B——從來の石炭販賣取締規則でも販賣業者の統制は大體これと同じ様に行はれてゐたので、そのとき所謂乙號團體として認められてゐた八の統制團體は指定仲買團體と看做されることに今度の規則の附則に規定してある。あとは今後原則として各道府縣に一團體づゝ指定する方針ださうだ。この指定を受けようと思ふ團體は主たる事務所所在地を管轄する地方長官を經由して商工大臣に申請することができる。

その申請や、指定のあつた場合の細いことは規則の第十條と第十六條とに規定してある。

A——指定仲買團體に屬する販賣業者が販賣指圖書なしで賣ることが出来る様な例外はやはりあるのだらうね。

B——大體さつき話した日本石炭株式會社の販賣指圖書の場合と同様だが、たゞ販賣業者や使用者に對する賣渡數量が一月五十廻未満までが指圖書無しで賣れる點が違つて

る。

A——石炭の供給者側にかういふ統制が行はれてゐては需要者はどこの石炭業者の所へ行つても石炭が買へるといふ譯にはいかなくなるのだね。

B——大口使用者等については特にさうなるね。そこで規則の第十二條には、日本石炭株式會社や指定仲買團體が販賣指圖書を交付したときは、その販賣指圖書に記載してある賣渡先に、どの業者にどれだけの石炭を賣ることを認めたか等のことがわかる様に通知をすることが規定している。これを見て、その業者の所に行けばまあそれだけ買へる譯だ。

A——指定仲買團體に屬してゐない販賣業者はどういふ風に統制されるのか。指定仲買團體が通り出来るまではさういふ販賣業者が相當多い筈だが。

B——それは直接商工大臣の賣渡許可を受けなければ石炭を賣ることが出来ない。規則の第十三條は日本石炭株式會社や指定仲買團體が配給計畫や明細表に依つて賣渡す場合、日本石炭株式會社から石炭を買受けた者がその石炭を

工大臣に提出することになつてゐる。なほ、この許可を受けても石炭の品位が低ければ別に石炭品位取締規則の許可がなければ賣ることができないことをつけ加へて置かう。

A——石炭の配給統制もなか／＼めんだうなことだね。

B——なにしろ、大切な物資だからね。

四、如何にして統制を施行するか

——各種の手續——

A——石炭配給調整規則にまだ何か規定があるのか。

B——いまゝで話した様な統制が實際規定通り行はれることを確實にするための規定がある。まづ、第十七條に依つて石炭の生産業者、輸入業者、移入業者、販賣業者は帳簿を備へてその業務の状況を記載して置かねばならないとされてゐる。

A——そんなことは規定をまつまでもなく營業上當然の話だ。

B——次に第十八條に依つて商工大臣や地方長官は當該官吏に販賣業者、大口使用者等の帳簿其の他を検査させることが出来る。

日本石炭株式會社の販賣指圖書に依つて賣渡す場合、指定仲買團體の販賣指圖書に依つて販賣する場合、生産業者や

移入業者が日本石炭株式會社に賣渡す場合、それから生産業者がその所屬する指定會社に賣渡す場合の外は、石炭を販賣する者は總て商工大臣の許可を受けずに石炭を賣渡すことが出来ないと規定してゐる。

A——小賣商が家庭用に販賣するのまで、商工大臣の許可を受けるのは大變だな。

B——やはり例外はあるさ。御料品や船舶用品を賣渡す場合、販賣業者や使用者に對する賣渡數量が一月二百噸未満の場合、さき程話した様に大口使用者が讓渡の許可をうけた場合、それから天災事變其の他已むを得ない事情があつた場合は、商工大臣の許可がなくても石炭を賣渡すことが出来る。

A——許可を受ける手續はどうすればいいのだ。

B——それから第十九條に依つて、日本石炭株式會社や指定仲買團體は毎月自身の賣渡實績と共に、第十九條に依つて提出を受けた販賣實績の報告書を取纏めて商工大臣に提出することになつてゐる。

A——日本石炭株式會社と指定仲買團體とは特別に關係はないのか。

日本石炭株式會社はとにかく石炭配給統制法によつて設立された石炭配給統制の中心機關だから、指定仲買團體と緊密な連絡が必要だ。そこで指定仲買團體が作成した配給計畫は商工大臣の承認をうけるために提出する際に日本石炭株式會社を經由すべき規定になつて居り、そして日本石炭株式會社は之を商工大臣に進呈するときには之に

開する意見を附することが出来ると規定されてゐる。つまり實際問題として日本石炭株式會社で指定仲買團體の配給計畫の総合調整をやるわけだ。また、指定仲買團體が商工大臣に提出する販賣實績の報告書は日本石炭株式會社にも提出することとなつてゐる。かうして日本石炭株式會社を中心として総合的な配給統制が行はれる様に圖つてゐるのだ。

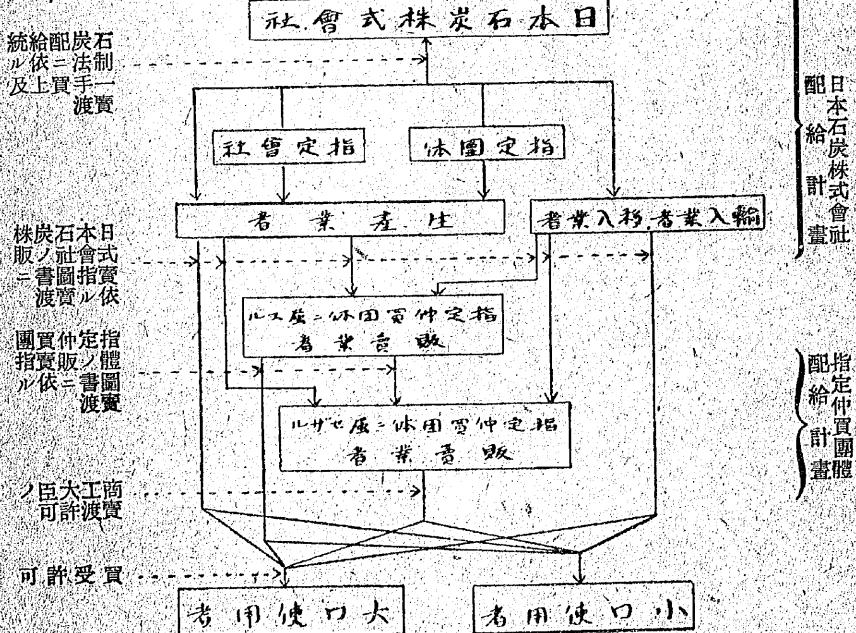
A——石炭配給統制法やその施行規則に指定會社とか指定團體とかいふものが規定されてゐるさうだが、指定仲買團體とはちがふのだらうね。

B——違ふとも。指定仲買團體はさつきも話した様に販賣業者の統制團體だが君のいふ指定會社や指定團體は生産業者の團體で、石炭配給統制法に依つて日本石炭株式會社に生産業者が石炭を賣渡す場合や買戻す場合に、そこで取締めて仲介をする機關だ。だから石炭配給調整規則に於ても統制權は別に認められてゐない。そして日本石炭株式會社の配給計畫には、指定會社のメンバーである生産業者の販賣計畫も含まれて居り、従つて之等の業者は日本石炭株式

A——新し規則は何日から施行されるのか。
B——それは公布の日、即ち八月一日だ。然し日本石炭株式會社の石炭の一手買上業務の開始が今年の十月一日からなので、石炭配給調整規則の實質的の適用も之にあはせて十月一日からになつてゐる。新しい規則の附則に「本則ノ規定ハ昭和十五年九月三日迄ニ爲ス石炭ノ買受、譲渡、使用又ハ賣渡ニ付テハ之ヲ適用セズ」とあるのはこのことだ。

A——それまではどうなるのだ。
B——從來の石炭販賣取締規則は今年の十月一日から廢止になるので、九月三十日迄は今迄通り此の規則が適用になるのだ。

◎商工省告示 第五百五十二號	九月十九日木曜	五九四頁上欄
石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ石炭ノ取扱ヲ爲ス會社左ノ通指定ス		
昭和十五年九月十九日	商工大臣臨時代理 大藏大臣 河田烈	
一、互助會石炭株式會社 一、北海道石炭販賣株式會社 一、常盤石炭株式會社 宇部石炭株式會社		



参考

日本石炭株式會社其後の動き

參與決定と石炭買取價格問題

日本石炭では定款第六十一條に基き、參與を決定する事になり申請中の處、七日付を以て商工省の認可を得た。參與氏名左記の通りである。

△三菱礦業株式會社取締役會長 川手捨二
 △三井礦山株式會社取締役會長 川島三郎
 △北海道炭礦汽船會社取締役會長 島田勝之助
 △三井物產株式會社取締役 田中禮助
 △古河石炭礦業株式會社副社長 吉村萬治郎
 △三菱商事株式會社取締役會長 田中完三
 △明治礦業株式會社社長 松本幹一郎
 △貝島炭礦株式會社社長 貝島太市

△互助會石炭株式會社社長 山本平八
 △同 専務取締役 武内藏
 △同 相談役 中島泰次郎
 △常磐石炭株式會社社長 古賀春一
 △樺太石炭株式會社會社長 足立盛夫
 △開灘炭販賣株式會社會社長 中松眞卿
 △沖ノ山炭礦株式會社代表取締役 渡邊剛二
 △株式會社麻生商店社長 麻生太賀吉
 △宇部石炭株式會社社長 小川梧木吾市郎
 △日滿商事株式會社理事長 川崎逸郎

—(34)—

△東見初炭礦株式會社社長 國吉信義
 △杵島炭礦株式會社社長 高取盛
 △磐城炭礦株式會社社長 浅野總一郎
 △入山採炭株式會社專務取締役 渡邊寬一郎
 △朝鮮石炭組合聯合會會長 人見次郎

石炭買取價格原案を作成し第二回參與會に附議し協賛を得た後これを燃料局に認可を申請することになつてゐる、即ち石炭買取價格に關する商工省の方針は、

一、理想としては生産費プラス適正利潤並に炭質を考慮して買取價格を決定すべきであるが差當つては現在の炭價を基準とすること

一、従つて昭和系、互助會系其の他のブリトサイダーの値開きはこれを認めること

石炭買取價格の決定はなかなかの至難事で、日石當局も慎重に慎重を重ねてゐる爲に業務開始延期說さへ生まれた程であつた。

日本石炭は當初官制による委員會で決定した價格によつて買上げることになつてゐたのであるが、遂に右委員會が設置されぬことになつたので參與會がこれに代り參與會で決定した買取價格は商工省の認可を得ることに決定した、而して第一回參與會には日本石炭が燃料局の方針に基き立案した買取價格決定方針を附議し各角度から検討を加へこれを決定する豫定で日本石炭はこの方針に基き各個々の

一、但し數級の生産費別買取價格を決定し昭和系大手筋の中にても著しく生産費の高いもの及び互助會其他中小團體石炭にしても著しく生産費の安いものはそれゝ現在炭價に拘泥せずこの生産費別買取價格により買取り不公平を是正することになつてゐるから日本石炭の買取價格もこの方針に準據して決定されることになるらしい。しかし問題になるのは粗悪炭であらう、即ち

參與會は大手筋炭礦は勿論中小炭礦の互助會、常磐聯合會、北海道同交會等の各代表を以て組織され大手、中小の利害は相當相反するものがある、中小炭礦としては日本石炭の

粗悪炭防止といふ見地からする粗悪炭廉價買取方針に對し

真正面から反対することは明かで之が決定までは或ひは商工當局の介入も必要と見られる、然し徒らに個々の會社の利害に拘はれ紛糾を續け買取價格の決定を遅らせることは延いては日本石炭の十月一日の開業を不可能ならしめる虞があり、この際公益優先といふ新體制の精神にも鑑み互譲圓滑なる日本石炭の運營が強く要求せられてゐる。

一説には一萬種以上に上る各銘柄別の買取價格表を參與會に附議することは徒らに各社に不平不満を勃せしむるものとの見地から價格表は參與會には附議せず單に買取方針のみを諮ることに止めることになつたと言はれてゐる。とにかく買取方針は參與會に於て決定する豫定であるから日本石

炭の買取價格並に販賣價格案は二十日頃商工省に認可を申請することになり、これが認可是来る二十五日頃の豫定であるから日本石炭としては二十九日頃各社に對し買取及販賣價格を通告し辛うじて十月一日に間に合はせるらしい。尙新規格區分方法は次の方法によるらしくすでに原案作成を終つて商工省に提出、近く參與會の審議に附したうへ正

式決定の運ひとなつた。

日本石炭が石炭の一手買取ならびにこれが一元的配給を實行するに當つて採用する價格政策はいはゆるブール平準價格制度であつてこの場合日本石炭が石炭礦業者より買取際の炭價は生産費の高低に應じて種々差等を設けるものであるが一方需要者に對する販賣價格は同一規格のものはすべて一本とししかも同社の販賣價格と買取價格との差額は高生産費低能率の炭坑業者からは相當高く買取の關係上それだけ日本石炭にとつて損失を生ずるわけでこれは政府が補償する建前になつてゐる。

この買取補償制を行ふブール平準價格制實施の方法は次ぎの通りである。

一、石炭販賣取締規則に基づく從來の銘柄別の規格を廢しカロリーおよび灰分含有量の多少に應じて規格を定め最高六千七三百カロリー、灰分十%見當より最低四千カロリー、灰分四十%見當まで廿等級に分ける。

一、六千七百カロリー以上の高級炭および四千カロリー以下の下級炭は一應一般規格外に置き特別の取扱ひをする

た上で來年上期には出來るだけ修正する意向である。

日本石炭若松支店新機構

日石若松支店では、日石創立と同時に支店の看板を掲げ、機構改革につき立案中のところ最近に至り出来上つた。

それに依ると事務並に石炭分析所を合せ人員を倍加して約二百名とし左の如き課、係を設けて九州炭の一手取扱ひと云ふ劃期的大仕事を打廻すこととなつた。

調査課、供給、需要兩係△現業課、現務機帆船、受拂三係△別に商務、庶務、會計三係を設置す。

一、買取便格は各等級の内において炭坑別にそれべく實際の生産費に適正利潤を附加した金額により個別的に定めこれと當該規格販賣價格との差額にそれべくの送炭高を乗じ補償すべき全金額を各等級別に算出する。

一、かくて各等級別に算出された補償額の總額を全送炭高で除してトン當り平均補償額を決定する。

以上の如き方法により買取價格決定に際しては原則として生産費を割らないやうに考慮されてゐるが何分にも下期の政府補償は總額で二千一百四十万圓に過ぎないため個々の炭坑業者から見た場合從來の銘柄別標準價格よりも新買取價格が低くなるやうな場合が生ずるものもあり、かつ全般的に見てある程度の價格規正が加へられるにいたることはやむを得ないものとされる、従つてかゝる方法が石炭増産上果してとの程度の効果を發揮し得るかは實施後の成績を見なければ明言出来ないが日本石炭としてはその結果を見

れる皮相な噂に惑はされ「豫定通り日炭の開業は疑問」と迫しつゝあるにも拘らず一部生産業者の中には一部に行は

独り合點の判断を下して統制團體にも加盟せず、更に出炭

計画、配給實績その他日炭に提出すべき書類も怠つてゐる者が少くないので、かくては自ら墓穴を掘るものとし「日炭は是非でも十月一日から業務を強行する」と御都合主義の早合點を排撃する炭界新體制の聲明をなした。

昭和系の大手筋は一本建で行き五助會、西部聯合會も既

に新機構が整ひつゝあるにも拘らず一部生産業者のうち

には舊態を墨守せんとして石炭を信頼せず必要な手續さへ放任されてゐる向が少くない、十月一日以後は如何なる事情があらうとも指定團體或は指定會社でなければ取引は出來ないので足許に火がついて慌てゝも致し方ない

特に斤先業者は礦業法では認められてゐないが、かくては資材配給その他業者の不便が多いので福岡局とも交渉の上、斤先團體たる筑豊採炭組合を指定團體とする方針である、従つて未加盟業者は速に同組合或はその他の統制下に入る必要がある。

なほ筑豊採炭組合は加入者六十坑年出炭高約八十萬噸（公稱）だが未加盟斤先業はなほ五十坑に達する見込みである

突撃三日間の標語

皆勤か見よ聖戦の彈となる

奮つて増産舉つて皆勤

移動大敵熟練無敵

落ち着く職場に輝く一生

卸商組合員の合同石炭加盟方を申込み、同時に合同石炭側の加盟資格條件たる年取扱數量五千噸以上ならびに本年三月末日以前の營業者であることの制限を撤廃し、無條件加盟方を要望した、これに對し合同石炭重役側では一應重役會に諮り正式回答する旨述べて會見を終つた。

かくて指定販賣團體たる合同石炭を中心の一縣一團體へ統合運動はまづ地元から開始されだが、合同石炭加盟資格問題は石炭配給統制團體たる國策的立場上取扱實績を標準とするもので、假りに縣下の各業者を無制限包含統合した場合、到底統制倒れのほかないので一定の水準線を必要とするといふのが合同石炭側の統合方針であるので目下のところ制限撤廃は困難とみられた、卸商業組合員はおよそ組合員の三割程度といはれてゐるが、資格外の業者でも業者の合體による數量資格を認めてゐるほか小賣商も存續することになつてゐた。

そこで若松合同石炭は三日重役會を開き若松石炭卸商組合から申入れの合石への無條件加盟問題につき協議の結果卸

若松石炭卸商組合の合同石炭加入問題

若松石炭卸商組合の合同石炭加入については指定販賣團體が一縣一團體と定められ、合石が福岡縣の指定となつた爲

若松石炭卸商組合の合石加入は當然と視られてゐたが、いろいろと障害が起つて今日（九月十五日）に至るも未だに決定を見ない状態にある。

今こゝに、同問題に關する經緯を述ぶれば

最初合石では政府の方針に副ふ販賣團體一元化に乘り出し石炭業者四十八名に對し今回第二回目の同社加盟募集状を發した。加盟資格は本年三月末日現在以來の營業者で、取扱數量年間五千噸以上のものである。なほ若松石炭卸商組合に對してはまだ正式交渉をしなかつた。

一方若松石炭卸商組合では吉田組合長、牧野副組合長ほか役員十名が二十七日午前十一時若松合同石炭會社に秋本専務、中平、松原各當務を訪問し、販賣團體統合方針に伴ふ

商側の要望をある程度容認し、加盟條件の本年三月以前に

營業を開始し、かつ年間五千噸以上取扱ふものとあるをうち取扱高を三千噸以上に引下げ緩和するに決したので四日午前十一時半から秋本専務他重役が牧野卸商副組合長、武田同理事等と會見、組合側の要求たる白紙無條件加入に對し既報の如く當初の條件を緩和し年間取扱量を三千噸まで引下げそれ以下は三千噸に達する迄ブロッカを結成することを返答した。

之に對し卸商組合では五日午前十時から役員會を開き飽まで白紙加盟で突つ張るか或は新條件に服するか態度を決定することとなつた。合石側では出来る事なら悉く包含したいのだが主務省の方針が薦ブロッカーは困ると云ふのだ、従つて電話一本で石炭の顔も見ず商賣してゐたては石炭の扱高やその内容にまで立入つて制限を加へる必要が生ずるのは已むを得ないと訂ふ方針であるが

この儘放置せば自然卸商組合は解消の外なく卸商組合では六日午後五時より同市公會堂において總會を開催、左の

議案を提出態度を決定するところとなつた。

一、合同石炭に對し當組合より過般要望したる項に付同社回答の要旨報告の件

二、合石加入資格者は直ちに加入すべきや否や

三、合石加入資格を有せざる者の法人組織に關する件

三、小賣商組合等に加入する者あらば直ちに届出の件

四、轉業資金及び今次の運動費獲得の件

五、萬一脱退者等あるも組合解散までの精算書に基き過不足

負擔義務履行の件

六、出資金に對しては組合解散までの精算書に基き過不足

に對する負擔義務責任を保管するの件

更に卸商組合では役員會を十二日午前十時より商工會議所で開催、さきに總會で決定した合石會社加盟資格者以外を打つて一丸とするbrook組織につき協議したが組合統一の結果、窮乏に陥る組合員の救濟方法につき役員一同深田炭商組合理事を訪問右の旨懇願懇談し又組合會社組織とするか或は商業組合に強化するかについては十三日朝牧野副組合長外役員が出縣、經濟部長に直接當局の意向を打診することとなつた。

かくして役員は十三日出縣、竹谷經濟部長に面談の結果縣

燃料局分課規程中改正

燃料局分課規程中左ノ通改正シ去月三十一日ヨリ施行セリ

第一條中「炭業課」「炭政課」
〔調整課ヲ調整課〕改ム
〔監督課〕「炭業課」

第八條 石炭部炭政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、石炭ノ生産又ハ配給ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
二、石炭ノ生産又ハ配給ニ關スル團体ニ關スル事項
三、石炭配給統制法ノ施行ニ關スル事項

第十條 石炭部炭業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、石炭ニ關スル礦業法ノ施行ニ關スル事項（礦業權ノ設定、變更、移轉及消滅ニ關スル事項ヲ除ク）
二、石炭礦業ノ統制及助長ニ關スル事項
三、石炭資源ノ開發促進ニ關スル事項
四、石炭礦業ノ技術ニ關スル事項

右改正により八月三十一日付、燃料局の異動が發表された

燃料局事務官 入 江 弘
燃料局石炭部炭政課長ヲ命ズ

常盤、宇部石炭株式會社設立

商工省の指定會社たるの體勢を調ふるべく常盤石炭聯合會、宇部石炭聯合會では準備中の處、常盤は八月二十九日、宇部は九月九日それゝ株式會社を設立した。

東京市麹町區九段二丁目三番地國際文化會館内

常盤石炭株式會社

代表取締役社長 古賀 春一
専務取締役 岡部 正樹

は日下全縣下の石炭販賣業者を包含する福岡縣石炭販賣規則(假稱)の作成中でこれが出來上つたうへは合石の加盟資格三千噸、本年三月廿一日以前營業の一線がなほ緩和されるらしいことが明瞭となつた、よつて卸商では十六日夜臨時總會を開き新事態の再協議をなし資格者の早急取纏めをなし統制整備を行ふが無資格者の團體組織にはなほ難關が豫想されてゐる。しかしブローカーや年間二百五十噸以下のものはこの規則が出來ても結局強度の統制は免れぬものと見られる。

福鑛局異動

福岡鑛山監督局では陣容刷新のため九月十六日付で左のごとく支所長級異動を發令した。

直方支所長	技師 小岩井 康朔	命直方支所長	飯塚支所勤務 飯塚支所勤務	佐世保支所長	技師 松元良一	命木局鑛業警察課勤務	命本局鑛業警察課勤務	本局測圖課勤務	技師 杉本弘彦	命飯塚支所勤務	本局鑛業警察課	技師 坂上統祥	命佐世保支所長
-------	-----------	--------	---------------	--------	---------	------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

常務取締役 國本平次郎
取締役 岩崎清七
同 同 菊池寛實

監査役 戸部光衛
同 同 小田吉次

監査役 尾藤憲祐
同 同 山口浩

監査役 戸部光衛
同 同 小田吉次

監査役 尾藤憲祐
同 同 山口浩

宇部市西區朝日町 取締役社長 梶本吾市

宇部石炭株式會社 取締役 大石常一

監査役 竹中輔義

監査役 野島土人

監査役 岡篠崎留吉

監査役 昌山藏六

監査役 和義

監査役 留吉昭和十五年八月二十二日

監査役 中村幸八

監査役 従業員各位

監査役 福岡地方礦業報國聯合會長 中村幸八

なる障害を招示しつゝあるに不拘各位は克く之等障害を克服し非常時局に對處し一意專心礦物増産に邁進せられつゝあるは洵に感謝に堪へず而聖戰の大業を視るに炎熱の南支に嚴寒の北支に日夜皇國の爲め東洋永遠の平和確立の爲め身命を賭して健闘しつゝある皇軍將兵の勞苦を思ふとき吾人は其の雄々しき姿崇高の精神に感謝感激の外なく茲に戦線將兵の勞苦を偲び銃後礦業報國の眞體を發揮せざる可からず然るに現下労働力不足の折柄兎角益正月の全休明に際し又は嚴寒酷暑の候に方り礦山從業員の稼働率は著しく低下するを常とするの傾向あり斯くては増産報國に一大暗影を投するの虞あるを以て茲に皇軍將士の赤心報國の精神を体し炎熱の八月嚴寒の二月を期し敵前作業の意氣を以て突撃三日間を實施せんとす各務は克く本趣旨を諒とせられ一意礦業報國に邁進せられんことを切望して止まざる次第なり

昭和十五年八月二十九日

福岡地方礦業報國聯合會長 中村幸八

(二) 實施機關
各礦山礦業報國會を主体とし礦山生活刷新班主婦會、青少年團、愛國婦人會、處女會等各種團體をして側面の協力を保持し之等を以て組織したる實行委員會

第一回突撃三日間實施要綱

一、實施目的

刻下灼くが如き炎熱を克服し全員出稼、移動絶滅を期し鑛物増産途の爲敵前作業の意氣を以て礦業報國の眞體を發揮すること

二、實施期間

自昭和十五年八月廿九日

至昭和十五年八月卅一日

三、司令機關

福岡礦山監督局

福岡地方礦業報國聯合會

(一) 實施範圍

福岡地方礦業報國聯合會管下全礦山

福岡地方礦業報國聯合會行事

突撃三日間實施

福岡ではかねて突撃三日間の實施を計畫中であつたが愈々八月二十九日より三日間に亘り施行と決し、三十二日會長より各炭坑全從業員に對し指令を發した。

尙鑛業報國未結鑛山に在りては速かに組織すること、し未だ結成に至らざる鑛山に在りては之に代る可き團体を主体とし右の例に倣ひ之等を以て組織したる實行委員會

一、準備工作

一、豫め突撃三日間に實施すべき諸般の事項に付ては過般本會主催の鑛業報國祈願と慰安の夕に參列したる模範労務者を中心とし本行事に遺憾なきを期すること

二、開始前に生産擴充目標を明示し之が目標の突破を期すること

三、本期間中は全員出稼、移動撲滅を期し係員及從業員を督勵して之が實現に萬遺憾なきを期すること

四、實施要綱

第一日 鑛業報國祈願日

イ、宣誓式の舉行

突撃三日間開始に際しては煙火、サイレン等適當の方

法を以て會員家族及地元民に知らしむると共に山神社又は操込場その他適當なる場所に集合し先づ國旗掲揚

但し緊急の處置を講ずるの要あるときは復舊に全能力を傾注すること
ハ、當日夕刻國旗降下式を舉行し鑛山長は九月一日以降一ヶ月間皆勤運動及移動撲滅運動を實施すべき旨を宣言すること

五、注意事項

突撃三日間終了九月一日より引續き管下全鑛山に對し皆

式を爲し次で鑛山長自ら突撃三日間の開始を宣言し會員は鑛業報國の誠を效すべき模範労務者をして代表宣誓を爲さしむること尙當日は療養中のものと雖ども歩行可能の者は參加せしむること

ロ、鑛業報國會長突撃三日間の趣旨を説明し鑛業戰士を激励すること

ハ、從業員家族は山神社に鑛業報國の祈願を爲さしむること

イ、各自職場に於て作業開始前一分間戰歿並出征將士に對し感謝の獻辭を捧ぐこと

ロ、當日缺勤、遲參又は早退したる者に藉しては之が理由を送らしむること

ハ、家族等をして出征遺族の慰問及出征將兵に慰問文を提出せしむること

第三日 全能力發揮日

イ、突貫の意氣を以て各自最高の能率を發揮すること

ロ、現場係員を總動員し災害の絶減を期すること

公定價格表 資材調査

一、六厘軸燐寸

種別		製造業者及日本燐寸 工業組合販賣價格	日本燐寸共販株式 社販賣價格	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格
大	小				
型	型	一	一	一	一
庭	庭	二	二	二	二
家	家	三	三	三	三
燐	燐	四	四	四	四
寸	寸	五	五	五	五
燐	燐	六	六	六	六
型	型	七	七	七	七
並	並	八	八	八	八

平 寸	無標ノモノ	一萬箇	三、三〇	一萬箇	西、〇〇	二萬箇	東、〇〇	
日本燐寸共販 ノモノ	ノモノ	//	三、〇〇	//	西、〇〇	//	西、〇〇	
片面標紙附ノ モノ	モノ	//	三、〇〇	西、〇〇	//	西、〇〇	一箇	10.00
兩面	//	1	1	1	1	1	1	10.00
兩面	1	1	1	1	1	1	1	10.00

二、細軸燐寸

種別	製造業者日本燐寸 組合販賣價格	日本燐寸共販株式會社販賣價格	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格	寸燐庭家			寸燐型並		
					一等	二等	三等	四等	五等	六等
小型	元、〇〇	一箱	元、〇〇	三、〇〇	十個包	、五二箇	、三箇	、二箇	、一箇	、一箇
大型	四、〇〇	一箱	四、〇〇	三、〇〇	、三三個	、四箇	、三箇	、二箇	、一箇	、一箇
無標ノモノ	一萬箇	四、〇〇	一萬箇	三、〇〇	、三三個	、四箇	、三箇	、二箇	、一箇	、一箇
日本燐寸共販 ノモノ	//	四、〇〇	//	三、〇〇	、三三個	、四箇	、三箇	、二箇	、一箇	、一箇
片面標紙附ノ モノ	//	四、〇〇	//	三、〇〇	、三三個	、四箇	、三箇	、二箇	、一箇	、一箇
兩面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兩面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

—(46)—

三、販賣價格は物品稅を含みたるものとす。

四、等級及型は日本燐寸工業組合の定むる所に依るものとす。

五、日本燐寸共販株式會社販賣價格は貸切貨車買主最寄驛渡價格とす。

六、卸賣業者販賣價格は卸賣業者の所在する市町村に於ける買主に販賣する場合に在りては買主店先渡價格とし其の他の場合に在りては買主最寄驛渡價格とす。

（単位一足）
品名 等級 共販會社 商聯販賣價格 小賣業者 販賣價格
上等品 中等品 上等品 一、毛 一、毛 一、毛
中等品 中等品 一、毛 一、毛 一、毛
並等品 中等品 一、毛 一、毛 一、毛

短靴（十文以上） 上等品 一、金 一、金 一、金
中等品 中等品 一、金 一、金 一、金
並等品 中等品 一、金 一、金 一、金

（単位一足）
品名 等級 共販會社 商聯販賣價格 小賣業者 販賣價格
上等品 中等品 上等品 一、毛 一、毛 一、毛
中等品 中等品 一、毛 一、毛 一、毛
並等品 中等品 一、毛 一、毛 一、毛

短靴（十文以上） 上等品 一、金 一、金 一、金
中等品 中等品 一、金 一、金 一、金
並等品 中等品 一、金 一、金 一、金

（単位一足）
品名 等級 共販會社 商聯販賣價格 小賣業者 販賣價格
上等品 中等品 上等品 一、毛 一、毛 一、毛
中等品 中等品 一、毛 一、毛 一、毛
並等品 中等品 一、毛 一、毛 一、毛

短靴山用棧付

短靴（十文以上）

上等品 並等品

中等品 並等品

一、毛

四、包裝費及荷造費は賣主負擔とす。

五、上等品、中等品、及並品の區分は日本護謨工業組合聯合會の定むるものとす。

六、前號の規格以外のもの、價格は並品の價格の一割とす。

—(47)—

す。

再生タイヤ用練生地

品名	販賣價格	品名	販賣價格
山掛用ノモノ	一、九	クツショシ	一、五
チユズ用ノモノ	二、三	部分用板	、七
糊用ノモノ			

本表價格は製造業者の工場渡價格とす

ゴム底編上布靴

文數	等級	製造業者 販賣價格	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
十文以上	中等品	一、五	一、六	一、五
	上等品	一、五	一、五	一、五
	並等品	一、四	一、四	一、四
九文半分	上等品	一、四	一、四	一、四
	中等品	一、三	一、三	一、三
	並等品	一、三	一、三	一、三

(單位一足)

六、前號の規格以外のものゝ價格は並等品の價格の十錢下げとす但しベルト底のものゝ價格は上等品の價格とす。
七、本表價格はヒール最薄部の厚さ一纏以上のものゝ價格とし其の他のものは十五錢下とす。
八、九文三分以下のものゝ價格は九文半又は九文七分のもののゝ價格の五十錢下とす。

九、硬質ゴム底のものに付ては本表價格を適用せず。

一、製造業者販賣價格は卸賣業者店先渡價格とす但し樺太朝鮮、台灣、關東州、南洋群島、滿洲又は支那向の場合に於ては製造工業庫渡價格とし本表價格の七錢五厘下げとす。

二、日本謹謨履物共販株式會社の販賣價格は製造業者販賣に依るものとす。

三、卸賣業者販賣價格は小賣業者店先渡價格とす。

四、包裝費及荷造費は賣主負擔とす。

五、上等品、中等品及並等品の區分は日本謹謨工業組合聯合會の定むる規格に依るものとす。

食料品	福岡	前月指 數トノ比較	前年同月指 數トノ比較
内地白米	一	(+)	一
改良麥	一	(+)	一
小麥粉	一	(+)	一
穀粉	一	(+)	一
改良豆	一	(+)	一
大豆	一	(+)	一
小豆	一	(+)	一
菜豆	一	(+)	一
澱粉	一	(+)	一
食麵	一	(+)	一
餅	一	(+)	一
蕷	一	(+)	一
豆腐	一	(+)	一
甘藷	一	(+)	一
三交	一	(+)	一
内地鶴卵	一	(+)	一

支那
生鮓
鮓鮓
鮓鮓鮓
鮓鮓鮓鮓
鮓鮓鮓鮓鮓
鮓鮓鮓鮓鮓鮓
鮓鮓鮓鮓鮓鮓
鮓鮓鮓鮓鮓鮓鮓
鮓鮓鮓鮓鮓鮓鮓

薪木品
炭
名
品
名
燃
料

福岡縣
數前比
較指

金
數前比
較指

(+) 九
數前比
較指

(+) 元
數前同月
比較指

品名	福岡縣			數前比 較指
	石炭	瓦斯	電油	
石炭	(+) 一	(+) 二	(+) 三	(+) 五
瓦斯	(+) 一	(+) 二	(+) 三	(+) 四
電油	(+) 一	(+) 二	(+) 三	(+) 二
平均	(+) 二	(+) 三	(+) 一	(+) 一
米松角材	(+) 一	(+) 二	(+) 三	(+) 二
杉角材	(+) 一	(+) 一	(+) 一	(+) 一
亞鉛渡板	(+) 一	(+) 一	(+) 一	(+) 一
松板	(+) 一	(+) 一	(+) 一	(+) 一
釘	(+) 一	(+) 一	(+) 一	(+) 一
丸表	(+) 一	(+) 一	(+) 一	(+) 一
疊	(+) 一	(+) 一	(+) 一	(+) 一

建築材料

—(51)—

品名	福岡縣			數前比 較指
	織木綿	縞木綿	紅絹裏地	
織木綿	—	—	—	—
縞木綿	—	—	—	—
紅絹裏地	—	—	—	—
銘仙(著尺用)	—	—	—	—
富士絹	(+) 一元	(+) 一元	(+) 一元	(+) 一元
モスリン	—	—	—	—
晒絹麻	—	—	—	—
平均	(+) 三元四角	(+) 二元五角	(+) 一元八角	(+) 一元五角

—(50)—

雜品

品

日配配合飼糧

品名	福岡縣	前月指		原 料	配合割合	備 考
		數	前年同月指 數下ノ比較			
半紙	一、三	○	(+) 三	澱粉粕	10.0%	澱粉粕は米糠油粕、麩、酒粕又は醬油粕を以て代用することを得
野洋紙	一、空	○	(+) 七	大豆油粕	15.0%	大豆油粕は棉實油粕、荏油粕、蘇子油粕、落花生油粕又は胡麻油粕を以て代用することを得
塵紙	一、二	○	(+) 三	米糠油粕	20.0%	米糠油粕は麩、澱粉粕、酒清粕、醬油粕又はグルーテン、フライドを以て代用することを得
化粧石鹼	一、一	○	(+) 八	海草	30.0%	海草は芽在を以て代用することを得
陶器	金	(+) 二	(+) 一	麥糠	30.0%	麥糠は粟糠、黍糠、高粱糠又は穀糠を以て代用することを得
琳瑯鐵器	一、七	(+) 一	(+) 一	酒粕	40.0%	酒粕は米糠油粕を以て代用することを得
バケツ	二、三	(+) 五	(+) 三	食鹽	10.0%	食鹽は硫酸カルシウム四〇%を得
マツチ	二、六	(+) 一	(+) 三	綜合酵素体	3.0%	綜合酵素体は米糠油粕を以て代用することを得
アルコール	二、空	(+) 空	(+) 四	合計	100.0%	
平均	一、九	(+) 二	(+) 九			
總平均	一、七〇	(+) 〇.七	(+) 〇.四			

○トシ單純算述平均の方法に依り算出せるもの。

一、本表の指數は昭和四年十二月十六日現在の價格を一〇

二、(+)は騰貴(+)は低落○は保合を示す。

する時船腹の不足は益々加重されんとしてゐる。

一、汽船運賃

石炭船運賃

二、帆船運賃

日本石炭會社の事務開始を目前に控え輸送關係に幾分の變化が期待されてゐる。即ち炭價はC.I.F値段を原則としてゐる關係上運賃の變動は極力抑制される傾向にある。又從來個々の回漕店により運航されてゐた機帆船は日本石炭の關係と共に大同團結を望され彈力なる統制機關としての回漕業組合の設立も必至の勢である。こゝにも時代の嵐はある。

運賃で十月初降の協定運賃が先日決定し若松—大阪間十月初降による逆封鎖戰術の如何が、短期戦か長期戦かの分岐点であり世界の注視する所である。従つて運賃も戰況に左右せられ、現在は一時的に閑散なれど將來の豫想は困難にして市況の騰落は一に歐洲戰亂の推移による。

口、近海

北洋材、桟太炭の積取は終航切迫し切揚用船腹需要の旺盛を豫想され、之に石炭、礦石、鋼材、雜貨の輸送を考慮

仕向地 連賃前年同期 仕向地 連賃前年同期

(單位壹廻に付)

九月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合

和歌山縣

由良 四、三 三、六 和歌山 四、四 二、九

吉見 四、八 四、〇

宮ノ浦 三、四 二、九

幸西 三、五 二、九

大坂府 樽井 四、九 四、〇 岸和田港内 四、四 三、六

佐野 四、九 四、〇 港外 四、九 三、八

小串 三、四 二、九

彦崎 三、四 二、九

兵庫縣 尼ヶ崎 四、〇 三、〇 西ノ官 四、〇 三、〇

洲本 三、九 三、六 福山 三、三 二、九

宇野 三、九 二、八 福山川入 三、九 二、九

日比 三、九 二、八 宮ノ浦 三、四 二、九

堺 四、三 三、四 大阪 四、〇 三、〇

味野 三、九 二、八 幸西 三、五 二、九

笠岡 三、四 二、九

玉島 三、三 二、九

岡山縣 神戸 四、〇 三、〇 江井ヶ島 三、九 三、六

明石 三、九 三、六 別府 三、九 三、二 尾ノ道 三、九 二、九

小野 三、九 二、九 鞠 三、九 二、九 因ノ島 三、四 二、九

高砂 三、六 二、九 曾根 三、九 三、〇 系崎 三、四 二、九

木場 三、六 二、九 根 三、九 三、〇 原 三、四 二、九

網干 三、九 二、九 那波 三、九 二、九 竹原 三、四 二、九

相生 三、九 二、九 穂 三、九 二、九 阿賀 二、九 二、九

片上 三、九 二、九 山口 三、九 二、九 吳 二、九 二、九

岡山縣 牛窓 三、九 二、九 鹿忍 三、九 二、九 岩國 二、九 二、九

福山 三、三 二、九 岩國 二、九 二、九 竹原 三、四 二、九

小豆島 三、九 二、九 阿賀 二、九 二、九 岩國 二、九 二、九

高松 三、三 二、九 岩國 二、九 二、九 岩國 二、九 二、九

丸林 三、三 二、九 坂田 三、三 二、九 高松 三、三 二、九 阿賀 二、九 二、九

多度津 三、九 二、九 坂田 三、三 二、九 高松 三、三 二、九 阿賀 二、九 二、九

但シ特殊ノ事情アルモノハ壹社ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ
割増ヲナスコトヲ得

德島縣 撫養 三、九 三、〇 小松島 三、九 三、〇 今治 三、九 三、九

香川縣 小豆島 三、九 二、九 高松 三、三 二、九 菊間 三、四 二、九

丸龜 三、三 二、九 坂田 三、三 二、九 江 三、四 二、九 高濱 三、九 二、九

觀音寺 三、三 二、九 多度津 三、九 二、九 三津演 二、九 二、三 長濱 二、八 二、三

新居濱 三、九 二、九 王生川 三、九 二、九 宇和島 三、三 二、九 八幡演 三、三 二、九

愛媛縣 川ノ江 三、九 二、八 西條 三、三 二、九

今治 三、九 三、〇 但シ特殊ノ事情アルモノハ壹社ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ
割増ヲナスコトヲ得

但シ特殊ノ事情アルモノハ壹社ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ
割増ヲナスコトヲ得

備考
一、指定仕向ヶ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上
ノ積揚ニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申シ受ケルコト

二、壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準

スルモノトス

北支那視察より見たる支那人觀

(中)

芳之谷炭礦々主 荒牧健造

權力と愛

失した事件が突發した。

齊藤氏(第一章、第一節参照)は約百人の鐵警を集め之に尋ねた。彼等は晝夜警備してゐるにも拘はらず、トタン板の

紛失については全く知らないと答へた。齊藤氏は憤慨せざるを得ない。

トタン板が五十枚盗取せられるのを常に交替して警備の任に當つてゐる百人の鏑警が、一人として氣付くものがないと云ふ事は殆んど有り得べからざる事である。

齊藤氏は、君等が盗取したのではないかと尋問した所、彼等は頭をあると共に自分等の面子にかけて必ず之を探し出してもみせると云ふ。その眞剣な表情や態度を見ると

彼等は本等に關知する所がないらしい。

後で犯人が判明した。彼は柳泉炭坑の罐焚きであつたが何と毎晩々倉庫においてあつたトタン板を或ひは馬穴に或ひは薬罐に、其の他種々の工作品に變形して家に持歸つて賣却して居つたものであつた。之では鏑警の氣附かぬのも無理はない。

こゝに支那人の氣質の一端が窺はれて甚だ興味深い。彼等は他人の所有物を盜取すると云ふ事をそれ程罪悪とは思つてゐないのである。現在其の所有者が使用してゐないも

獄に入れ、氏自身裁判長となつて

その執行すべき刑罰の種類及び期間を決定せんとした。

氏は死刑の判決を下した。勿論齊藤氏個人の權力に基く

判決である。こゝで公法上の用語を使用するのは不適當であるかも知れないが許されたい。罐焚きは豫期もしない重罰にあはてた、彼の部落の人々は彼の命を救ふべく齊藤氏の下に哀願泣訴した。

併し氏は斷乎として死刑の宣告を撤回しなかつた。

罐焚きは自己の生命を取り止めるべくあらゆる努力をなし、泣き叫び或ひは暴れ狂つた。しかし首の座に坐ると從容として首をさしだした。「没方法」仕方がないと語め切つてゐるのである。

齊藤氏はその觀念を見ると、特に生命だけは助けてやる今後かゝる事はしないやうと優しく訓戒しその縛を解いて

やつた。罐焚きは狂喜して氏の前に膝まづいて低頭百拜した事は云ふ迄もあるまい。彼の部落の人々も彼の生命を奪はないことに對して齊藤氏に感謝した。現に罐焚き及び彼の部落の人々は、彼の生命を助けてくれた齊藤氏に對して

のなら、之を取つて自己が利用すれば、その方が却つて物の價値を活用する所以ではないかと考へてゐる。

支那の都會の一隅に存在する泥棒市を歩き、そこに陳列してある無數の贋品を見るとき窃盜に對する支那人のかゝる觀念は共通的なものであり、又社會一般も或る程度それを許容してゐる。

よし泥棒を匿まへても盜品を返還すればそれでよいではないかと平然としてゐる。

日本に於いては刑法によつて各個人の所有權を完全に保護してゐるが、前述の如く中央權力のよく及ばない支那各地に於いては他人の所有權を侵害しても、國家の刑罰權は國民全部を保存する事は出來ないのである。彼等の窃盜に對する道德觀がないのではなかろうか。

今後事業を經營して行く上に於いて、我々自身の手に依つて厳格なる法を作り、之を重き刑罰の下に施行し、彼等の盜取癖を矯正しなければならない、彼等は會社の財産を盗むことをそれ程悪いことは思つてゐないからである。

閑話休題齊藤氏は直ちにその罐焚を捕縛し炭坑所屬の監

非常なる慈愛の念をもつてこの上なく尊敬してゐる。

此の事件は支那人を使用して行く上に於いて幾多の暗示を提供するものであらう。

支那人に對するには先づ強力なる力が必要と思ふ。彼等はその歴史の物語るが如く被征服者の地位に長らく甘んじ強大なる權力に對しては仕方がないとして従順そのものであつた。彼等は強大なる權力に對しては反抗しても何らの益なき事を知つてゐる、益なき行爲は之をなさない。併し彼等が一度相手が弱者なりと信ずるや、必ず反抗することは當然である。蓋し易性革命は之天命なりとする彼等であるからである。通州事件は支那軍隊が日本の武力の僅少なるを侮つた結果ではあるまいかと思ふ。

併し力を以つて治めると共に、又情愛も示さねばならない。しかし力のみでは斷じて不可、慈愛も共に示さねばならぬ。しかば如何にして此の理想を實現するか、先づ柳泉炭坑が現在採用しつゝある制度を述べてみたい。同炭坑は多數の支那歸順兵を傭ひ入れて罐警(炭坑に於ける巡査)

となし我が兵士を以つて之を監督指揮せしめ、治安の維持を計つてゐる。

私は現地除隊兵を傭ひ、之を以つて支那の歸順兵を監察せしめ、彼等をして治安の任に當らしめないと思ふがことに特に注意すべきことは鑑警。或ひは坑夫等と決して冗談など言つてはならない。もしかゝる輕卒な行爲をすれば支那人は我が鑑警或ひは坑夫と同等の地位を有するものにすぎないとの觀念を抱き、我々の威信が失墜せられ、治安維持上故障を來さしめるからである。

こゝに一言したいのは無料診察制度である。此の政策は現在迄度々行はれ來たつたものであり、表面上は相當の效果を擧げてゐるやうであるが、私はその效果に對し疑惑を抱かざるを得ない。現地に行つて聞いた事であるが、無料診察が始るとあると何ら病氣を有しない支那人が病氣を裝つて診察されんことを要求しそして多數の薬を貰ひ受け後で之を他の支那人に賣却して多額の金錢を取得するさうである。

又、眞實病氣に苦しんでゐる支那人が無料診察班に診察

して貰ひ、其後有料になると日本の病院は無料で診察して呉れるものと信じ前回は何もかもしてくれて、今日は如何なる理由でしてくれないのかとくどくど理屈をならべて申々醫料代を出さない相である。之は愛を以つてした制度が却つて支那人に悪用せられる結果と成つたものである。其他米及び食料品の廉賣給付、衣服の配給種々存在するであらうが、支那人は簡単になつくるものではないと云ふことを頭に入れて置くことは最も必要である。彼等を信頼せしめんが爲には相當の年月と忍耐を必要とする。従つて事業の遂行も亦、大陸に骨を埋むるの氣概を以つて東亜百年の大計なる見地の下になされねばならぬ。

児童教育政策及び言語政策

之も同じく柳泉炭坑の全責任者である齊藤氏の談話である。我々が此の炭坑を接收し作業を開始した當時は、附近の住民の我々に對する態度は實際上險惡であった。従つて、彼等の子供達に日本式の小學校教育を施さんとした當所に於いては、彼等は疑惑の念をもつてゐたものである。

集つて來たる子供達は小數であつたが、我々は誠意を以つて之に日本の唱歌を歌はせ遊戯を教へた。從來多分毛筆で漢字の練習のみを教育せられたであらう此の子供達は、唱歌や遊戲を教はることが非常に樂しいらしかつた。彼等は家に歸つてから、學校の樂しい雰圍氣を話して聞かせたのであらう。彼等の兩親の敵意をもつた目付きが次第々々にやはらかくなり我等に敬意を表するやうに成つて來た。その後段々此の炭坑所屬の小學校に於ける兒童の數は増加の一途を辿つてゐる。

此處に重要なポイントが二つある。

その一つは、近代的教育の施行であり、他の一つは兒童を通じて、その兩親及び一家の人々が日本人にあつて決して敵ではない。信頼するに足る國民であるとの觀念を自然に滲透せしめることがある。

支那に於いては大都會を除き、地方の村落には近代的設備を有し近代的教育方法をなす小學校は殆んどないやうであるから、我々が事業を經營して行く上に於てかかる小學校を設立し適當なる教師を用ふる事は大切である。支那の

子供達は日本の子供と同じく天真爛漫である寺小屋式の教育よりかゝる現代的教育を彼等が喜ぶことは云ふ迄もないまして、かくの如き教育を受けた兒童の將來を思へば、此の方法は相當多額の経費と遂行上の困難を伴ふと雖も断じて實行せねばならない。

かかる兒童を通じてその兩親及び一家の人々が日本人に好感を抱くに於いてをや。併しこゝに重大なる問題がある。それは支那語を以つて教ふべきや、日本語に依つて之をなすべきやと云ふことである。之は單に教育に關してのみならず、支那人を使用し、支那人に接する上に於いても問題となつてくると思ふ。

私は教育に關してのみならず、支那人と接する場合に於いても出來うる限り日本語を以つてなすべしと信ずる。蓋し我が國の國語に通じせしめることは我が國の文化に通じ更に我が國そのものに親しみをおぼえせしめる所以である。からである。従つて支那人をして出来るだけ日本語を憶えせしめるやうにしなければならない。

濟南に於いて特務機關長河野閣下と要談を済ませて洋車に乘つた、私は降りた時いつもの如く十五錢車夫に與へたところが初めての車夫だつたが三十錢請求した。

私はいつもこゝ迄は十五錢で乗つて來てゐるので三十錢は不當ではないか、十五錢で結構だと支那語で言つた。恐らく車夫は日本語を知つてゐないと思つて支那語を用ひたのであつた。

突然車夫は大聲で、「ヨウ、云ハシワ」と言つて車を引いて立ち去つた。

私は一時こみあげてくる微笑を禁じ得なかつたが、卑しい車夫が恐らく日本人の客の何氣なく云つた言葉を記憶して居つたものであらう。

一介の車夫にして然り況して小學校兒童、その他私用、公用で接する支那人が多少の努力をなせば、必ず日本語を修得しうるものと信ずる。

彼等が日本語を修得して、我々が自由に日本語を以つて彼等と話しうるやうに成つたときは我々の政策が極めて圓滑に遂行せられる時である。

彙報

原料炭の増産讃々

政府は本年度石炭六百萬噸増産に要する資材、勢力の優先的確保を期すると共に増産

獎勵金制度を設けて出炭増加を圖りつゝあるが、この施設による最近の増産状況は數

量的には増産目標實現の見込がついたに反し炭種炭質の點から見れば必ずしも所期の成績を收めてゐない

除く一般炭の出炭状況は前年下期に比し約一七%とかなりの増産を見てゐるに對し、原料炭の増加は僅か二%程度に止まり殆ど

いふに足りない、尤も一般炭の中無煙炭の如きは政府の煉炭製造獎勵のため相對的に供給不足を見つけるが、ボイラーカー、ガス炭生爐用炭、其他は略々需給の均衡を得てゐるに反し、原料炭は送出炭何れも満足な狀態でなく、殊に製鐵用原料炭の増産の必要が痛感され

採算から見て原料炭の増産に比し一般炭の増産が有利である。右の如き原料炭不足状況は直接には鐵鋼増産に支障を及ぼすのみならず延いて基礎産業の生産擴充を阻害するので速なる對策樹立が必要であるが、その爲めには十月一日開業の日本石炭並に商工省の手により下期における総合的出炭計

てるにも拘らずその増産速度は遅々たる

状態である、右の如き石炭増産の跛行状態を來した原因は

(一) 総合的出炭計畫の樹立せざること

(二) 増産獎勵金制度に不備缺陷が見られること

によるものである、即ち炭種並に炭質の區

別により石炭礦業聯合會及びアウトサイダ

ーを包含した総合的出炭計畫を樹立してゐること

一定のプレミアムを認むること

一、増産獎勵金制度を改正すること

等が急務とされてゐる、これにより内地における原料炭は下期増産が可能となる譯で

あり、一方北支、津太等の外地原料炭は配船統制の強化により更に送炭増加を圖るべきであるとされてゐる(中外)

適正炭重點配給

商工省では本年下半期(十月以降三月末)に於ける年間一萬噸以下需要者に対する購入許可数量について各社提出資料ならびに過去の實績を照合せ審査を行つてゐたが、近くこれが許可を行ふことになつた、一方

勿論、かかる小學校兒童に關する教育も、亦日本語を支那人に修得せしめんとする理想も、短日月を以つてしては到底實現し得ざるものである。

こゝに於いても亦前述の如く百年の大計を慮つて忍耐強くなさねばならない。

しかし私は全然支那語を學ぶ必要はないと云ふものではない。我々は自分の生命財産を保護し、且事業を圓滑に遂行せんが爲には、可及的速かに理想的に云へば半ヶ年位で支那語を自由に聞きとれる迄にならねばならないと主張するものである。

蓋し支那都會に永住するとイージイ、ゴーリングに成り困難な支那語修得の情熱が消滅し勝ちであるからである。

蓋し支那都會に永住すると

イージイ、ゴーリングに成り困難な支那語修得の情熱が消除せんが爲には、可及的速かに理想的に云へば半ヶ年位で支那語を自由に聞きとれる迄にならねばならないと主張するものである。

商工省の二萬噸以上需要者に對する割當方針は

一、時局に鑑み各産業の重要性を比較検討し重點主義配給を行ふこと

一、日本石炭の設立により大手筋中小炭礦筋を問はず一元的配給統制が可能である

から右重點主義割當に對し適正炭を配給すること

の二點に重點を置き割當數量を決定し、軍需、軍管理工場、軍需工場、輸出産業ならびこれら重點産業と關聯ある產様等の順位で配給されてゐる、而して右商工省の購入許可に對する日本石炭の配給割當について

は既に燃料局調整課日炭と中間打合せを行ひつゝ審議が進められてゐるから購入許可があり次第これに對する配給割當は決定し右日本石炭の配給割當認可は中旬末には行はれる運びとなりいよ／＼一元的配給統制が下半期から行はれることになつた(日工)

勞務管理再編成諮詢

福岡鐵山監督局では管内卅万鐵山勞務者の生活安定と勞働力の維持培養を計るために勞務管理の再編成に乘出すことゝし數次にわ

等の諸副業が決定してゐるが更に根本問題として、一般勞働行政と本質的に性質を異なる炭礦勞働行政を民生部が管掌する事は種々困難があり、鐵工技術員に関する行政が經濟部で管掌してゐる。同様の意味で炭礦勞働行政の經濟部移管説が有力化して居り、炭礦勞働問題の根本的解決のため、これが早急な實現が要望されてゐる(九日)

若松の石炭船統合

日本石炭會社の業務開始を控へて石炭海運の重要な役割を握る若松港の機帆船、帆船、被曳船約〇〇隻を包含する若松回漕商業組合(組合員約九十名)では組合員の有志が率先进して資本金三十萬圓程度の回漕業株式會社を創設し、日本石炭會社の指定海上輸送團體とし活新方を日石に懇請し若松港の石炭船統合に乘出した。

若松驛石炭船桟橋竣工式

若松市長代理木本助役、伊藤石炭商同業組合長ほか石炭同輸送關係諸會社、團體代表者および門司下關兩運輸事務所代表者、工事請負細野、藤田兩組代表者など二百余名參列

福鐵局長一行肥筑炭田視察
石炭増産國策下の華やかな脚光を浴びて最近に開港した肥筑炭田視察のため九月十二日福岡より新井工學士の案内で松浦線長式辭、小早川工務部長工事經過報告の、宮城遙拜、默禱、諸神事行事あつて江口局長式辭、小早川工務部長工事經過報告の、商組合長各祝辭、江口局長、谷門司稅關長ほかの玉串拜禮あつて同十一時半終了、それより全長千廿六メートル、工費百廿余万圓、世界に冠たる石炭船車直積みの新桟橋の竣工式が行われた。

たる局内會議を開いた結果、實情に即した理想的案を得るため福鐵聯勞議會員三百名に對し左記六項目の諸問案を發し今月末までに回答を取纏めた上、對策根本案を制定することになった。

勞務關係法規の普及徹底▲鐵山勞務者の地位向上▲勞働力の充足および移動缺勤の防止▲賃銀制度の再編成▲福利施設の企畫標準化▲勞務關係法規および提出書類の改廢(大朝)

滿洲に於ける本年上半期の出炭狀況は、入口滿苦力の増加、資材の優先的配給による四五月分は略豫定計畫に近い好調を示し、對日供給の如きは、豫定計畫を突破する實績を收めたが、六月に入ると共にマラリヤの流行

一、農業勞價の騰貴による地方農民の勞働難

等の諸原因のために急激に減產傾向を辿るに至つた、依つて滿洲國政府並に關係方面による北支苦力の募集難、炭礦に對する

本原因の調查を命じてゐたが、この結果殆んど大部分が下半期の增產對策と苦力對策を中心とするものになり自下鐵山局、民生部勞務司、勞工協會等關係方面では下半期炭礦勞務對策を審議中で緊急對策として、炭礦勞働者に對しては

一、苦力の北支送金並びに苦力募集に対する特別報

一、諸手續出願に對する特別考慮

一、各炭礦の勞務機構の擴充

一、労働者の質的向上を圖るため農閑期は三万噸船積みするさく超高能率の大威容に驚いた

三万噸船積みするさく超高能率の大威容に驚いた

される石炭の洪水を貨車からそのまま一日午前十時半から新桟橋の現場で舉行

門鐵側から江口局長、小早川工務、小島良、川口庶務ほか關係課長、來賓本間知事代理金津縣河港課技師、谷門司稅關長

若松市長代理木本助役、伊藤石炭商同業組合長ほか石炭同輸送關係諸會社、團

體代表者および門司下關兩運輸事務所

代表者、工事請負細野、藤田兩組代表者など二百余名參列

福鐵局長一行肥筑炭田視察のため九月十二日福岡より新井工學士の案内で松浦線

長式辭、小早川工務部長工事經過報告の、

宮城遙拜、默禱、諸神事行事あつて江口局

長式辭、小早川工務部長工事經過報告の、

商組合長各祝辭、江口局長、谷門司稅關長

ほかの玉串拜禮あつて同十一時半終了、そ

れより全長千廿六メートル、工費百廿余万

圓、世界に冠たる石炭船車直積みの新桟橋の竣工式が行われた。

では、これが應急策として勞工協會の專屬募集、苦力の異動防止對策等により減產防止に努めた結果、八月中旬に入つて初めて、精減率を弱め、八月上旬に比し中下旬の缺車率は凡そ五〇%の減少を示した、然るにまた豫定計畫量に比すれば遙に減產となるて居り、下半期の需要最盛期を目前に控へてゐるので、これが根本對策を講じ需給計畫の萬金を期する爲め、先般來經濟部鐵司では各炭礦の上半期に於ける減產の根

本原因の調査を命じてゐたが、この結果殆んど大部分が下半期の増產對策と苦力對策を中心とするものになり自下鐵山局、民生部勞務司、勞工協會等關係方面では下半期炭礦勞務對策を審議中で緊急對策として、炭礦勞働者に對しては

一、苦力の北支送金並びに苦力募集に対する特別報

一、諸手續出願に對する特別考慮

一、各炭礦の勞務機構の擴充

一、労働者の質的向上を圖るため農閑期は三万噸船積みするさく超高能率の大威容に驚いた

三万噸船積みするさく超高能率の大威容に驚いた

される石炭の洪水を貨車からそのまま一日午後一時から市公會堂に全參列者を招き始業祝宴を張つた(大毎)

肥筑炭田視察のため九月十二日福岡より新井工學士の案内で松浦線長式辭、小早川工務部長工事經過報告の、

宮城遙拜、默禱、諸神事行事あつて江口局

長式辭、小早川工務部長工事經過報告の、

商組合長各祝辭、江口局長、谷門司稅關長

ほかの玉串拜禮あつて同十一時半終了、そ

れより全長千廿六メートル、工費百廿余万

圓、世界に冠たる石炭船車直積みの新桟橋

十三日は唐津港の石炭關係輸送設備並に小

城郡破川炭坑を見た上で武雄町に一泊、十四日は住ノ江坑及び肥筑炭田東南の一門戸

あるべき福岡縣三池郡山門炭坑を見て同日中に歸任した。小城炭坑視察後かうして立派な炭層がこゝに埋藏してゐる事が確認されたことは國家のため誠に慶祝に堪へた

さて左の通り語つた

小城炭坑が立派な炭層に着炭し早くも着

く出送炭してゐることは豫て聞いていた

が今日境内を親しく見學してその事實な

ることなきつて誠に喜んである、この上

は同炭坑を石炭増産計畫強行下の重要な一翼としてこれが開發を可及的速に促進して國家當面の要求に應へることが我々

當局及び當事者の盡すべき任務であるが

らこの目標に向つて一層目的達成を期して行きたい(福日)

産報、鑛報の二重負擔排除

産報運動と鑛報運動の重複による礦業界の迷惑混亂は近來指導當局乃至指導系統の見解如何に拘らずいよいよ出で、いよいよ深

若松貯炭場は早急に着工

高柳日發石炭部長來若談

下期入りを控へて九州炭界情勢並に送炭施設視察のため日本發送電石炭部長高柳與四郎氏は八月二十七日朝福岡から來若、石炭部若松事務所々員に訓示後、互助會、合石目炭支店等を歴訪、午後一時から本春買収した江川尻貯炭場用地(十萬坪)を視察して、一泊、二十八日門鐵訪問後歸京したが下期貯炭計畫もお蔭で目標の百萬噸に到達、下期送炭の船腹についても遞信省並に海運統制委員會で充分好意を持つ協力して頂くことに成つてゐるから突發事故が生じない限り昨年の二の舞を演する不安はない、併しこれを以て満足するものではなく十月末までには櫛太炭の完納、その他未納炭の一掃を期してゐる不適正炭の消化についても尼ヶ崎東發電所は重油混焼その他は高品位炭との混合燃焼を行つてゐるが低品位炭の防遇には極力努力し一方新設發電所は何れも粗悪炭燃燒製

刻化しつゝあるに鑑み、業界では之が實情を關係當局に夫々具陳して善處方を促すと共に他方に於ては礦業界の特殊事情を強調して此の種報國運動の礦山監督局一元化を力説して同當局をして屢々中央當局に對しこの旨を陳情せしめつゝあるが、中央當局では現地事情の如何よりも產報運動の一元性を自ら説き今俄に礦業のみの特殊觀に立脚する礦業報國運動の獨立性を認める態度を示さざるため、福岡礦山監督局ではやむを得ざる當面對策により現地的に之を處理することに決し

その手始めとして過般福岡縣當局と連絡會議を開催し例へば強調週間、安全週間等その他各種行事、體育會等の催し物、講演講話會やそのほか之等に關する經費手數等の二重負擔などの具體問題に就て逐條的に懇談を遂げ大體一應の規矩を決定、相互に諒解を得るに至つたので、同當局では來る九月中旬更に管内各縣當局との協議會を福岡市に開き廣く全管内に於ける此種業者の迷惑を可及的速に芟除するこゝなつた、尤も當局としては

産報、鑛報兩運動の重複による刻下の混

亂は右により一應當面的に處理付するが、鑛報運動それ自體の特殊性は飽くまで之を認め得るまゝ之が一元化に對する主張乃至この主張の貫徹に向つては引續き力説して同當局をして屢々中央當局に對しこの旨を陳情せしめつゝあるが、中央當局が注目される(福日)

貯炭百萬噸實現

日發の石炭手當順調

日本發送電の百萬噸貯炭計畫は遂に實現し去る八月十八日現在一、〇〇三、五二八噸(うち不適正炭三八五、六二四噸)となつたこれを前年同期の二四三、三七一噸に比較するこゝ約五倍増で本冬需要期の石炭手當は可成り順調に運ぶ豫定である、即ち下期九州炭送計畫は目下石炭部若松事務所で立案中だが差當り船繰りについては

遞信省の配船強化と着地渡契約の増加で

相當なりがあり且つ若松港積出炭につ

いては新機橋完成による専用ホイストの

獲得、戸畠發電所岸壁の積出し施設完成

等樂觀材料が整ひつゝある(福日)

置を裝備せしむる方針である次に若松貯炭場は日炭の機構(着地渡し貯炭)如何に拘らず早急に着工、第一期計畫は工費二百二十萬圓で明年末までに完成の豫定である、差當り貯炭能力は六千噸程度とし積込並に濕炭施設を整へる事になつてゐる(福日)

輸入炭に代る天草の無煙炭

重點主義による生産擴充強化に必要な特殊工業用炭たる無煙炭の增産對策はボンケー

炭、ドントリュー炭の輸入難からますぐ重要性を加へ年間百萬噸に及ぶ同輸入炭に代る炭の確保對策を進めた結果熊本縣下天草の無煙炭が灰分三%乃至四%、固定炭素八二%の良質炭であり現在日鐵八幡製鐵用炭として使用されており、佛印より輸入するボンケー炭の灰分五%、固定炭素八〇%八二%の良質炭であり現在日鐵八幡製鐵用炭として使用されており、佛印より輸入するボンケー炭の灰分五%、固定炭素八〇%

愛知縣では十月一日から實施される石炭配給調整規則に即應する爲め、現在の名古屋石炭統制組合を改組して新たに中部日本石炭販賣統制株式會社(資本金十八萬圓)を九月中に設立せしめ、右會社を指定仲買團體として方針を決定した、依つて統制

組合では十五日午前十時から名古屋市廣小路通日本徵兵館に臨時總會を開き創立準備委員を選定するが、會社設立は大體左記方針に従ふ筈である。

一、組織：名古屋石炭統制組合以外に、現在アツトサイダードしたる東部、西部兩石炭商業組合を初め、何れの組合にも屬せざる業者に對しても新會社に参加、出資の方を懇意にする。

一、資格：新會社に參加資格は月三千噸以上との取扱實績あるものは小組合その他團體を結成して三千噸以上の實績單位として参加する。

一、配給：出資株主のみに對し配給する。

一、區域：現在の統制組合は愛知、岐阜、三重三縣下の業者を包含してゐるので、新會社設立後も三縣を包括する指定仲買團體となる豫定（日工）。

燃料關係豫算削減殆どなし

本年度各省豫算節減の方針に基き石炭の増産獎勵金、買收補償金及び新規開發助成金の削減については注目されてゐたが石炭増產の重要性に鑑み途に右石炭關係豫算總額

八千三百六十萬圓には大した削減は加へられず、一割未滿の翌年度繰延が行はれたに過ぎなかつた（日工）。

八千三百六十萬圓には大した削減は加へられず、一割未滿の翌年度繰延が行はれたに過ぎなかつた（日工）。

室蘭石炭荷役設備

北海道炭増送に至大的關係を有する室蘭水陸連絡荷役設備は既に第一期前期工事を完了、輸送上多大の便益を與へるが、これが後期工事着工を前にして札鐵工作部札幌工事事務所兩者間に意見の相違を來し論争を續けてなり、關係業者間に於いても影響するところ甚大なものあるに鑑みその成

沖繩縣人を地下の陣へ

即ち工事事務所側の見解によれば前期工事に於いて完成せるカーダンバー式が融雪設備により冬期作業能率の低下する點、設備費が多額に上る點等よりして陸橋橋によるホッパー式によるべきとしてゐるに對し工作部としては融雪設備の不備は今後充分強化し得るものであり更にカーダンバー式が高能率的であることは過去の實績に徴するも明かな事實である點を強調諸外國に於ける大量荷役設備の例に見てもホッパー式を採用してゐる。

炭山の生産力擴充陣に半島勞務者が移入參り話題を投げてゐる、從來沖繩縣人が開拓民として南方に、また南米などに輝かしい入植をしてゐる事實に着目した同社では本年六月初旬數名の沖繩縣人を招び入坑させたところ出稼成績百分仕事の能率も擧げてゐるので七月末さらに世帶持十六名と獨身者十名を沖繩縣國頭郡羽地村その他から募集、訓練期間を完全に終へて日下採炭第一線に立つてゐるが貢つた給料の三分の二は郷里へ送金するなど優秀な模範を示すばかり無断で他會社等へ轉入するものなく一坑勞

務課糸山係長は社命を帶びてさらに百名募集に冲繩へ向つた（大朝）

蒙疆鐵業開發修正

蒙古政府では國際情勢の激變に基づき資金ならびに器材導入困難に伴ひ蒙疆鐵業開發諸計畫の再編成を必要としてすでに修正開

發五ヶ年計畫を確立、鐵、石炭兩部門に對して重點主義をもつて臨むことに決定したしかしてかかる方針への出發を契機として最近政府當局の意向が從來採用し來つた特殊會社主義を一擲し民營形態の積極的參加を歓迎しつゝあることは蒙疆鐵業開發今後の新動向を示すものとして注目されてゐる。

即ち

現在蒙疆法人たる特殊會社は九社、準特殊會社八社を數へ金鐵業會社資本金總額の九割二分を占める狀態であるが、政府ではこれら特殊準特殊法人數を近く設立される興亞興業會社（假稱石炭、鐵鋼の配給を業務とする準特殊法人）を最後に附けさせの他の新規產業部門については民間として自主的經營に當らしめるとするものである。

蒙古政府では國際情勢の激變に基づき資金ならびに器材導入困難に伴ひ蒙疆鐵業開發諸計畫の再編成を必要としてすでに修正開

資本と事業分離

商工省では新體制に即應する商工再編成を企圖し總務局に於て各產業部に割期的立案花總務部長以下各課長出席し午前から午後までぶつ通じて協議を重ねたが未だ結論を得るに至らず更に今後連日協議を行ふことになつた。

而して總務局案の骨子となつてゐるところは公益優先具體化の根本として現在の

東長官以下波江野第一、柳原第二兩部長、立花總務部長以下各課長出席し午前から午後までぶつ通じて協議を重ねたが未だ結論を得るに至らず更に今後連日協議を行ふことになつた。

三日の局議は午前十時より長官室に開催され、總務局案の骨子となつてゐるところは公益優先具體化の根本として現在の

東長官以下波江野第一、柳原第二兩部長、立花總務部長以下各課長出席し午前から午後までぶつ通じて協議を重ねたが未だ結論を得るに至らず更に今後連日協議を行ふことになつた。

の任免権を握ることが最も望ましいことであるとして商工部内に強力なる主張が行はれてゐることは極めて注目すべきである等強硬方針に基く石炭礦業新体制の確立は近く實現するものと期待されてゐる(日工)。

満炭の鶴岡炭礦好成績

滿洲における労働力の低下は採炭能率のうへに相當の影響を與へてあり、滿洲における採炭期間は昨年よりさらに短縮を餘儀なくされるものと豫想されるにいたつたが、その中にあつて満炭の鶴岡炭礦は本年上半期において月平均出炭豫定量の一〇二%を採炭するといふ好成績を収めた。

すなばち満炭では本年度開発の重點を北満に科行し、殊に鶴岡炭礦の開發には全効力を傾注したのであつて資材の優先配給や炭層の好条件に恵まれたゝめであるが、さらに苦力の移動率が他に比較し僅少であつたことが大きな原因である、満炭諸炭礦の苦力移動率は平均二割五分にも達するが、鶴岡のみは僅か一割程度に止まる(日工)。

中であつた野田福岡礦山監督局出願登録課長は一、二の重要な事項につき

現行施行細則では第十八條に於て礦區設定期には一定の間隔を置くことに規定されてゐるが埋藏資源の活用を期する上から新施行細則ではこの原則を撤廃して特に必要ありと鑑山監督局長認むる場合だけに之を役定させるに改正することに意見一致し、改正礦業法並に改正施行細則は今年中に公布して明年春から施行されるこゝなるなは要塞地帶等に對する出願手續は軍部でも相當程度緩和することに諒解成立したから今後出願手續の迅速が漸次期せらるゝこと、ならう、その他出願登録書類處理の迅速についての具体的打合せもあつたので今後はこの趣旨に添つて充分努力するはずであると語つた(福日)。

出炭計畫新体制

さきに成立した重要産業統制團體懇談會には石炭統制團體も加盟し懇談會に於て採上げてゐる

一、公益優先の理念に則ること

が決つた。本省では第二豫備金支出来の十月中旬にはなるだけ實現させたい意向のやうである。

日石の筑豊採炭指定是認

日本產金損失補償委員會出席旁々上早中であつた福岡礦山監督局長中村幸八氏は九月九日歸任、日炭の買取價格その他につき左の如く語つた。

一、日炭買取價格、目下燃料局で審議中であるが、此の廿日頃までに審議を了つて更に互助會邊りの業界から要望もあるので專門委員會にかけるはすである専門委員會は新設するか又は既設の價格形成委員會石炭部會にかけるかは未定であるが現政府としては委員會は漸次整理する方針であるから改めて新設することには疑問がある。

一、筑豊採炭組合問題斤先業者の團體であるから之を日石の指定團體に認めるか否かに問題があつたが主務省でも認めるこそに異議はないやうだから日石がその團體から生産炭を買上げることになれば當然統制手數料も貰へることとなる。

一、若松支所問題商工省に直屬するか監督局の支所となるか其邊は未定であるが若松と小樽に夫々設置することだけは方針が實行される。

一、小城炭礦問題(鹿報)非常に有望なので石炭の生産、配給、消費に關し他産業と緊密なる連繫を有する統制態勢を整備實現すること、し日本石炭、石炭礦業聯合會に於いてそれ／＼具體案の研究を進めてゐる石炭の配給消費については既に日本石炭會社が創立され十月一日から一元的配給統制が實行されることであり大した問題はなく今後はより良き重點主義配給を徹底化することに他産業と連絡ある配給を行ふことであるが石炭生産方面に於いては統制機構の整備並に計畫的出炭の実行等可及的速かに實行に移さなければならぬ重要問題が山積している。

製鐵の石炭飢餓現するものとして期待される(日工)

九州地方炭礦物資

配給協議會創立總會

九州地方炭礦物資配給協議會の創立總會は九月二日福岡市に於いて開催、同地協議會メンバーは他地方協議會と異なり生産統制團體として互助會、西部聯合會、宇部鐵業組合、宇部聯合會の四團體を以つて組織する。

製鐵の石炭飢餓現するものとして期待される(日工)

製鐵の石炭飢餓

よつて聯合會では生産統制機構の整備について研究を進める一方十六年度以降に於いては懇談會に於いて明かにされたところの需要に應じた出炭計畫即ち必要な石炭生産方面に於いては統制機構の整備並に計畫的出炭の実行等可及的速かに實行に移さなければならぬ重要問題が山積している。

新舊益が連續し牛島人坑夫を始め内地坑夫八幡製鐵所は再度石炭飢餓に遭遇し生産擴張時代暗影を投げ重大危機に着面したゝめ、鐵鐵部では荷役作業者を加へこれの対策を八月三十一日午前十時から行つたが今回は

新舊益が連續し牛島人坑夫を始め内地坑夫も缺勤してゝめ思ふやうに採炭が出來ず、當時の現象を輕く扱つてゐるが既に乾燥用石炭はスバルシく減じストック品を以てやつと爐罐爐を賄つてあり此處十日も現状のまま推進せんか重大問題に直面することになつてゐる、同所では本年始の大飢饉に苦闊を嘗めた昔の経験があるため六月十二日鑄山代表を招待、製鐵所の機構や生産過程、石炭の使用方法等詳細見學させ説明し協力方を懇請したにも拘らず再び此の危機に直面してゝて相當狼狽してゐる大朝。

本會記事

○本社新舊株式拂込終る

本社では日本石炭株式會社設立に伴ひ業務擴張の餘儀なきに至り資本金の増資を行ふ事になり、八月二十一日の定時總會に於て全株主の満場一致の賛成を得て増資する事に決定。

先づ舊株百萬圓の中、未拂込金五十萬圓の拂込を終り、九月一日之が登記を完了更に四百萬圓の増資(四分ノ一拂込)九月七日認可あり、直に拂込を開始し、九月二十四日には全株主の拂込を終つたので近く登記完了の申請を行ふ。

○役員異動

本社役員の中取締役藤井伊藏、大丸甚吾兩氏は七月六日辭任、久恒貞雄氏も健康勝れざる故を以て辭任の申出があり缺員となつてゐたが、總會に於て左の三氏が選任された。

協議事項

一、消費規正の件

イ、節米運動

ロ、家族制切符配給の件

ハ、全互助會分配給量決定の必要に依り日報提出の勵行

ニ、理研酒に付いて

一、理研焼酎の件

二、今後石炭礦業聯合會との連絡について

二、カーバイトの件

一、家族必需品配給機構の擴大に付

一、脱脂紗、繩帶、ガーゼ配給に付いて

△坑木關係協議會

八月三十日午後一時より若松商工會議所に於て開催

△購買研究會

九月四日博多商工會議所に於て開催した

九月十二日午前十時より會議室に於て開催

九月三日登記を了した

取締役 和才角藏(久恒礦業)

美川泰市郎(日產化學)

高島誠一(日滿礦業)

尙同じく總會に於て

日產化學工業株式會社專務取締役保田宗治郎氏は會及び會社の相談役に推薦された。

又、深坂炭礦株式會社若松出張所長山下徹三氏は會社理事に就任した。

△物價審議會

八月十九日福岡市千代田ビルにて開催、手島係員出席

△第十二回購買研究會

八月二十六日午後一時、若松商工會議所に開催

△下期輸送對策打合綜合部會

今月は地方部會を中止し

八月二十四日商工會議所に於て綜合部會を開催した。

午前十時開會直に議事に入つた。

當日議事録次の如し

一、炭界統制強化の趨勢に關し

聖戰達成新東亞建設目的の爲に行はれし產業界への全面的統制強化の中商工省の炭界に對する統制の跡を見るに生産、價格品位配給等各方面に對し相當見る可きものあり即ち生産方面に於ては石炭增産獎勵金交付規則並びに石炭山新坑開發助成金交付規則の發令あり、價格方面に於ては一昨年輸出入品等に基く臨時措置法に依る炭價引下命令及び昨年の價格等統制令に依る炭價の釘付を見品位方面に於ては品位取締規則の發令あり配給方面に於ては昨年の石炭販賣取締規則の公布に續き石炭配給統制法案の議會通過に依る日本石炭株式會社の設立並に之に依る一手買上一手販賣に依る全國需給の調整及配給の統制は昨年の石炭販賣取締規則の公表に續き石炭配給統制法の實施に伴ひ茲に曩に公布の石炭販賣取締規則の廢止とな

り新に石炭配給調整規則の發令となり全國の生産炭は日本石炭及商工省の全面的統制下に掌握される事となりたる茲に於て日石の十月一日よりの業務開始に對應し互助會としても從來の統制を強化し指定會社として壹百萬圓の資本金を五百萬圓とし人的物的の内部機構の擴大強化を計ると共に複雑多岐に亘る今後の業務へ對處する事がせり。如斯從來自由主義的經濟機構の下に生育せる炭礦業は事變處理の點より今後益々統制強化の一途を辿る可く吾々は最も需給關係の逼迫化を豫想される下期よりの日石の業務開始に對し擴大強化の互助會一體となり慎重に鑛業報國の主旨を体し日石の業務に對應して行ふ可きなり。

一、日本石炭業務開始に伴ふ輸送關係の變動に關し
日本石炭の買入引取は若松港貨車乗なるも精算は○円なる爲今後の賣炭○円が根幹となり検討される事より今後の賣炭の背後關係をなす輸送問題は下期の需給關係と共に相當重要視さる可く船車連絡の一元化は必然的に畔ばる可く殊に十月一日よりの日石業務開始に伴ふブル平

準價格が業務開始以前引取の各市場貯炭に比し安値招來を來すとの思惑が各市場をして引取を遲延せしめ輸送を阻害せざるやとの臆測も相當行はれ居り反面○円賣炭の精算の遲延其他業務開始に依る變化の爲一時的に沿線消費工場方面への輸送が活潑化せざるや等の過渡的輸送の變態現象を生ずるやも知れず吾々としても一時的輸送勢の變化等に對し勤せず特に新体制に依る互助會の直接賣炭としての約百參拾萬噸の積取業務開始の企圖に伴ふ積取場所を必要とすべく今後の商工省、日石の指令を体しての今後の互助會としての輸送態勢も相當強化さる可く吾々業者として今後の輸送に對しては官民一途協力し輸送の完璧を期す可きなり。

一、若松棧橋工事完成に伴ふ中部日發割當並に互助會若松「立元書記説明」
「ホイスト」割當の件

改築中の中部乙の八月末日迄の工事完成に伴ひ若松の荷役能力は「ホイスト」を加へ一日〇、〇〇〇臺(〇〇、〇〇〇噸)となりたり之を一日〇千臺(〇萬噸)に査定し居

るも、大体中部乙は一日〇〇〇臺の能力を標準とし三井經理、東邦、日發を割當て「ホイスト」には直轄炭礦を持つ太平、九採、日炭、金丸、日満を割當決定せしも「ホイスト」一日の能力〇〇臺に對し五店で〇〇〇臺の査定し標準に對し六六%余力三四%あり今後の能率を見て西部の商店中より「ホイスト」に移しても良き意圖あり殊に「ホイスト」は若松棧橋の補助機関なるに依り中部完成に依り之が撤廢論もありたるも荷役輻輳の現状より恒久化して存續する事にしたのであるから充分最大能力を揚げて戴き度し。

〔若松驛〕

「篠田書記」
西部荷役行詰の爲博多築港(一日〇〇〇噸)、大島(一日〇〇〇噸)方面の沿線に流れて居たのが棧橋改修工事完成に伴ひ相當若松に歸つてくる事と思はれる尙西部より「ホイスト」に移轉の五店の實際の使用は漏斗の修繕補修のため十月一日位になるであらう(若松驛より十月五日頃の豫定との意見開陳あり)

〔若松驛〕

香月驛より送炭の〇〇臺の中〇〇臺の入換あり商店も千差萬別の爲非常に困る、出來るだけ固めて積んで戴き度し尙棧橋上の勞働管理の件なるも從來店別に勞働者が分れ荷役をなし居り他店の事は知らぬと云ふ荷役振りは非常に能率を低下させるから勞働者も責任者を一人にする様甚力を乞ふ

改修工事完成後從來西部一本なりし互助會炭が中部及「ホイスト」と三箇所に分けられる事より炭礦としても若松驛の構内擴張工事に伴ふ線路、盈車線の移轉等で複雑化する事より出来るだけ一ヶ所向に集約して積んで戴きて戴きたし

仲仕の合同問題は西部荷役改善委員會で私に一任されて居るが日石の業務開始に伴ふ販賣系統の變更の爲今後の荷役問題も相當改變を要す可く殊に日石の業務内容略々

の決定に依り日石荷主及び監督官廳も一致せる合同機運動きつゝあり摩擦排除を考慮し絶体的に右問題は解決する積りなり鐵道側に於ても御協力願ひ度し

一、輸送關係に對する炭礦側の希望並に申出事項

①中津氏(遠賀部會)

發送止の際振替變更は充分なりとの局報に對し驛が受付けて呉れぬも如何せし事なりや

(立元書記)

向先の荷卸能力に依り振替變更は出来る事もあるが大体申出あれば變更はさせる方針なり

②久保田氏(遠賀部會)

本土送り制限に對し御説明乞ふ

(篠田書記)

本省配車課長の主旨としては航送能力の不足の爲絶体に許さぬと云ふのに對し實際問題として驛の構内にあり其處置に困るものは船便の利かぬ處だけは輸送させ方針にて輸送成績向上旬間を實施し九月二十日迄名鐵以西は一定數量許して居るが希望坑は驛を通じ申出

の上内許可を得て後請求して戴き度し然し原則として何處迄も船便で輸送して戴き度し

一、現下の石炭荷役の現状と下期之が對策に關し

福田現務委員

頭書の題に扼泥せず所感の逐條的に申述べ度し

①中部乙の完成に依り「ホイスト」一日〇〇〇臺全然浮上り之が爲貨車の足早くなり殊に西部より中部乙「ホイスト」に商店の進出は西部荷役の緩和となり輸送能力と増産と睨合せ喜ばしき限りなり

②日石の業務開始に伴ひ石炭の動きに關しては安西課長より説明ありたるに依り詳細の説明は避けるも今後は從來の石炭の流れは變らざるもの石炭の取扱方が相當變つて来ると思はる殊に判然申上兼るが一炭礦拾數店への送炭が今後拾數坑一店への送炭に變化し即ち力の無きものが力のあるものに集中化の傾向を辿る可ぐ殊に互助會直系口としての相當數量引受もあり鐵道側より見れば今後の仕事は軌道に乗る迄の過般期は兎も角相當輸送能力の向上が見受けられる事とならう

項を嚴守され度し

①「ホイスト」申込數量に對し實際送炭も申込通りやつて戴き度し右不履行の結果甚だしく不足を生じ満船數量迄沖積しなければならぬ様になるから充分注意して戴き度し②「ホイスト」申込確定の上坑所積出を繫船前日最後の引出より遅延せぬ様充分注意あり度し

③日曜繫船に對し前日の土曜日坑所發送數量必要なるも日曜休業の爲連絡取れぬ事あり炭礦に於て充分當直者に申送りして戴き度し

一、今後の輸送に關し

立元書記より鐵道側としての今後の直方中繼輸送、小竹驛構内の擴張、小竹飯塚間の複線工事等に關し説明ありたり

列車でやつて戴き度し尙同一炭種のものにして〇〇臺の中〇〇臺も蹴り分けしなければならぬものあり炭礦の方も同一汽船積のものは出來るだけ集めて戴き度し

一、日發納炭に關する注意事項

互助會扱日發納炭に關しては特に關係炭礦は左記注意事

閉會 午後三時半

以上

石炭試掘鑛業權設定

(自昭和十五年四月十五日) 同年五月十一日

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
四〇、九〇	福岡縣筑紫郡岩戸村日佐村	太田 文雄	外一人
四一、〇〇	上益城郡高木村御船町木倉村飯野村	吉原 フテ	外二人
四二、〇〇	飽託郡力合村川尻町日吉村御幸村上益城郡 島村下益城郡杉合村	岡崎 利光	外一人
四三、〇〇	北松浦郡今福町地先海面福島村地先海面鹿 島村地先海面	中村 吉之助	
四四、〇〇	同郡鷹島村地先海面	井村 千太郎	
四五、〇〇	北高來郡諫早町小野村長田村小栗村	河村金太郎	外一人
四五、一〇	兒湯郡三財村	藤田 勝人	外一人
四五、二〇	美禰郡伊佐町東厚保村	坂田 稔吉	外一人
四五、三〇	日田郡夜明村大鶴村	杉本宗十郎	外一人
四五、四〇	東松浦郡鏡村久里村	森谷平次郎	外一人
四五、五〇	川上郡手莊村	牧 位 真治	
四五、六〇	宇土郡郡浦村大嶽村並ニ海面戸隠村地先海 面	和田 繁雄	外一人
四五、七〇	南松浦郡有川町並ニ海面	緒 方 行 夫	
四五、八〇	熊手郡中種子村並ニ海面		
四五、九〇	筑紫郡筑紫村三井郡三國村朝倉郡夜須村		
五〇、九〇	福岡縣筑紫郡岩戸村日佐村	佐世保市保立町	
五一、〇〇	福岡縣嘉穂郡大分村	同 上	
五二、〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	同 上	
五三、〇〇	大阪市浪速區櫻川四丁目	同 上	
五四、〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町	同 上	
五四、一〇	東京市澁谷區櫻田三丁目	同 上	
五四、二〇	小倉市米町七丁目	同 上	
五四、三〇	大阪市東區今橋二丁目	同 上	
五四、四〇	佐世保市春日町	同 上	

嘉穂郡碓井村千手村	一、〇〇、〇〇	福岡市舊柳町	堀 江 鶴 松
築上郡黒土村千東村西吉富村三毛門村	一、〇〇、〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町	野見山 安太郎
同郡角田村山田村	一、〇〇、〇〇	同 上	
糟屋郡和田村地先海面香椎村地先海面	一、〇〇、〇〇	宇都市小串	庄 忠 人
同郡角田村西角田村	一、〇〇、〇〇	福岡縣筑紫郡筑紫村	木 村 勇 藏
筑紫郡大宰府町御笠村山口村	一、〇〇、〇〇	福岡市大串町	高 須 重 彦
東松浦郡名護屋村並ニ海面植賀村地先海面	一、〇〇、〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村	角 田 菊 藏
藤津郡古見村鹿島町	一、〇〇、〇〇	同 縣同郡中里村	原 田 仁 五 郎
同郡久間村蓋田町杵島郡龍王村	一、〇〇、〇〇	門司市芝區田村町一丁目	林 喜 右 五 門 外 一 人
下關市地先海面厚狹郡王喜村地先海面	一、〇〇、〇〇	同 縣同郡中里村	日產化學工業株式會社
玖珠郡八幡村北山田村	一、〇〇、〇〇	門司市八幡町二丁目	木 村 慶 藏 外 四 人
厚狹郡生田村地先海面	一、〇〇、〇〇	門司市本町	岩 崎 謙 一
三養基郡鶴村	一、〇〇、〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	高 須 重 彦
東松浦郡玉島村並ニ海面	一、〇〇、〇〇	佐賀市大名町	江 代 茂 告
同郡東山代村並ニ海面伊萬里町地先海面	一、〇〇、〇〇	佐世保市相生町	吉 居 修 外 一 人
南高來郡多比良町湯江村土黒村並ニ海面	一、〇〇、〇〇		
西松浦大川内村	一、〇〇、〇〇		
同郡東山代村並ニ海面伊萬里町地先海面	一、〇〇、〇〇		
南高來郡多比良町湯江村土黒村並ニ海面	一、〇〇、〇〇		

大分	三六	福岡	吉〇	宝佐郡天津村下毛郡新昭村
		八女郡大淵村熊本縣鹿本郡獄間村		
		遠賀郡岡垣村		
		朝倉郡三奈木村宮野村大福村		
		糟屋郡和白村地先海面		
		田川郡勾金村採銅所村		
		三池郡銀水村		
		西松浦郡黒川村南波多村波多津村		
		同郡二里村大坪村東山代村伊萬里町		
		東松浦郡鏡村並三海面		
		天草郡本渡町本村		
		上益城郡七瀧村		
		天草郡浦村		
		南松浦郡岐宿村並三海面		
		東臼杵郡川棚町下波佐見町		
		厚狹郡小野田町地先海面		
		天草郡北郷村		
		西松浦郡大山村		
		東彼杵郡上波佐見町川棚町下波佐見町		
		同郡彼杵千錦村		
		三井郡立石村朝倉郡夜須村三輪村		
		田川郡添田町		
		糸島郡今津村地先海面草良村殘島村地先海面		
		遠賀郡蘆屋町地先海面岡垣村並三海面		
		同郡水卷村		
		三養基郡中原村北茂安村上峰村神崎郡三田		
		川村東脊振村		
		西松浦郡二里村		
		東松浦郡名護屋村並三海面		
		玉名郡大濱町地先海面横島村地先海面		
		上益城郡龍野村		
		北松浦郡鷹島村		
		同郡星鹿村地先海面		
		同郡永田村山門郡東山村瀬高町		
		宗像郡頬田庄村内村		
		山門郡瀬高町三橋村		
		京都郡仲津村地先海面		
		田川郡後藤寺町		
		飯塚市立岩		株式會社麻生商店
		熊本縣球磨郡人吉町		恒村卯季男
		佐賀縣杵島郡武雄町		高木俊之助外一人
		佐世保市保立町		芳川命照外一人
		佐賀縣杵島郡武雄町		久保熊太郎
		神戶市神戸區海岸通		吉原梅吉
		佐賀縣杵島郡武雄町		山口成
		佐世保市潮見町		草場淺市
		福岡市馬出		石原產業株式會社
		直方市		松永德助外一人
		福岡市大名町一丁目		荒川吉五郎
		同市大名町一丁目		川原田浩司外一人
		佐世保市潮見町		富田保
		福岡市馬出		多田邦雄外一人
		直方市		野上辰之助
		福岡市大名町		高須重彦
		同上		
		京城府大和町三丁目		
		福岡縣田川郡川崎町		
		宇部市上宇部		
		東京市芝區田村町一丁目		日產化學工業株式會社
		同上		
		下關市上田中町		
		長崎縣北松浦郡大野村		
		小倉市富野		
		福岡市春吉		
		東京市芝區白金今里町		
		神戶市神戶區海岸通		
		宇部市恩田		
		鹿兒島市樺之口町		
		東京市日本橋區室町二丁目		
		福岡市春吉		
		小森申次		
		山門炭礦株式會社		
		中村武兵衛外二人		
		井上貞一		
		伊藤清作		

同郡採銅所村香春町勾金村	迫田義澄外一人
八女郡大淵村笠原村	
厚狹郡小野田町厚南村	
西松浦郡濱崎町鏡村	
同郡相知町久里村	
東彼杵郡彼杵村川棚町	
南那珂郡福島町	
鞍手郡宮田町若宮村笠松村	
西松浦郡大川村松浦村杵島郡若木村	
杵島郡若木村西松浦郡松浦村大川村	
西松浦郡大山村曲川村	
藤津郡五町田村	
唐津市東松浦郡切木村	
三養基郡龍村田代村	
北松浦郡福島村地先海面佐賀縣東松浦郡入野村地先海面	
小倉市地先海面山口縣下關市地先海面	
朝倉郡杷木村大分縣日田郡夜明村	
三池郡玉川村三池町熊本縣玉名郡平井村	
遠賀郡蘆屋町岡垣村並二海面	
同郡採銅所村香春町勾金村	吉田鹿吉
同縣嘉穂郡稻築村	高須重彦
佐賀縣小城郡北多久村	吉岡通隆外一人
同縣杵島郡武雄町	
佐賀市水戸海岸通	石原產業海運株式會社
飯塙市	
佐賀縣杵島郡武雄町	
神戶市水戸海岸通	
同上	
佐世保市相生町	
佐賀市水ヶ江町	
佐賀市平河町一丁目	
東京市麹町區丸ノ内二丁目	
宇都市	
東京市麹町區平河町一丁目	
小倉市鍛冶町	
同上	
長崎縣北松浦郡杷木村	
東京市麹町區丸ノ内二丁目	
同上	
小倉市鍛冶町	
同上	
同上	
宇都市小串	
東京市京橋區銀座三丁目	
宇都市小串	
佐賀縣杵島郡武雄町	
佐世保市大名町	
東京市麹町區丸ノ内二丁目	
小倉市鍛冶町	
同上	
福岡縣遠賀郡中間町	
同縣嘉穂郡上穂波村	
佐世保市御船町	
東京市麹町區丸ノ内二丁目	
蒲池清治外一人	
高須重彦外一人	
日鐵礦業株式會社	
藏內次郎兵衛外一人	
寶珠山礦業株式會社	
奥野廣吉	
野見山安太郎	
岡商吉	
篠崎留吉	
山本貞彦	

佐賀縣小城郡北多久村	中島茂
兵庫縣兵庫郡鳴尾村	樋口次郎右衛門外一人
神戸市神戸區海岸通	中熊富藏外二人
石原新三郎	秋吉喜造外一人
八代郡水俣町	正木雪松
鹿島村	平田近治
八代郡和鹿島村吉野村下益城郡河江村	貝島炭礦株式會社
西彼杵郡福田村地先海面伊玉島村地先海面	佐賀五
皆前郡初山別村	佐賀六
京都郡柳市村黒田村延永村	佐賀七
八女郡笠原村木屋村大淵村	佐賀八
美禰郡大嶺町東厚保村	佐賀九
阿武郡嘉年村	佐賀十
厚狹郡厚狹町船木町	佐賀十一
阿武郡德佐村	佐賀十二
西松浦郡曲川村	佐賀十三
飽託郡小山戸島村廣畑村	佐賀十四
同郡供合村小山戸島村上益城郡白水村	佐賀十五
飽託郡供合村廣畑村小山戸島村龍田村	佐賀十六
北松浦郡御厨村地先海面星鹿村地先海面田	佐賀十七
平村地先海面	佐賀十八
同郡南田平村田平村江迎村	佐賀十九
同郡星鹿村地先海面	佐賀二十
下關市唐戸町	佐賀二十一
東京市麹町區丸ノ内二丁目	佐賀二十二
山口縣厚狭郡厚南村	佐賀二十三
山口縣厚狭郡厚南村	佐賀二十四
宇部市小串	佐賀二十五
戸井國雄	佐賀二十六
戸井國雄	佐賀二十七
下關市關後地村	佐賀二十八
東京市麹町區丸ノ内二丁目	佐賀二十九
同上	佐賀三十
神戸市神戸區海岸通	佐賀三十一
石原產業海運株式會社	佐賀三十二
宇部市上宇部	佐賀三十三
志風喜美外二人	佐賀三十四
海上鐵道	佐賀三十五
海上鐵業株式會社	佐賀三十六
利重武之	佐賀三十七
海上鐵道	佐賀三十八
増田秀雄外二人	佐賀三十九
飯尾琴一外一人	佐賀四十
松島炭礦株式會社	佐賀四十一
湯野好一外一人	佐賀四十二
高橋常太郎	佐賀四十三
力武仁治外一人	佐賀四十四
吉原フヱ外一人	佐賀四十五
田邊重子	佐賀四十六
東京市日本橋區室町二丁目	佐賀四十七
東京市日本橋區室町二丁目	佐賀四十八
大阪市港區市岡元町五丁目	佐賀四十九
宇都市東區錦橋通四丁目	佐賀五十
同市西朝日町三丁目	佐賀五十一
東京市赤坂區青山北町三丁目	佐賀五十二
福岡市大名町一丁目	佐賀五十三

西彼杵郡野母村地先海面	佐賀五十四
北松浦郡平戸町中野村並ニ海面	佐賀五十五
南高來郡大三東村三會村	佐賀五十六
鞍手郡古月村遠賀郡遠賀村	佐賀五十七
嘉穂郡大分村上穗波村	佐賀五十八
宗像郡河東村赤間町	佐賀五十九
西松浦郡大川内村	佐賀六十
上益城郡大嘉村大島郡高木村下益城郡杉上村	佐賀六十一
同郡六嘉村大島村	佐賀六十二
玉名郡大野村彌富村	佐賀六十三
西彼杵郡松島村地先海面	佐賀六十四
更級郡大岡村	佐賀六十五
後月郡共和村廣島縣深安郡山野村	佐賀六十六
西彼杵郡松島村地先海面崎戸町地先海面多	佐賀六十七
南高來郡南有馬町並ニ海面	佐賀六十八
同郡有家町堂崎村並ニ海面	佐賀六十九
同郡南有馬町口之津町並ニ海面	佐賀七十
西彼杵郡香焼村並ニ海面	佐賀七十一
東彼杵郡川棚町彼杵村	佐賀七十二

六〇,〇〇〇	同郡川棚町下波佐見村	同上
五〇,〇〇〇	西彼杵郡伊木力村長與村	同上
四六,〇〇〇	東彼杵郡萱瀬村	同上
四六,〇〇〇	同郡彼杵村並ニ海面	同上
四六,〇〇〇	同郡川棚町彼杵村並ニ海面	同上
四六,〇〇〇	北松浦郡福島村並ニ海面	同上
四六,〇〇〇	若松市地先海面延賀郡蘆屋町地先海面	同上
四六,〇〇〇	小倉市地先海面戸畠市地先海面	同上
四六,〇〇〇	京都郡延永村椿市村	同上
四六,〇〇〇	美禰郡東厚保村伊佐町大嶺町	同上
四六,〇〇〇	吉敷郡西岐波村	同上
四六,〇〇〇	佐賀郡兵庫村金立村神埼郡西郷村境野村	同上
四六,〇〇〇	藤津郡多良村	同上
四六,〇〇〇	三養基郡北茂安村	同上
四六,〇〇〇	東松浦郡名護屋村呼子町並ニ海面	同上
四六,〇〇〇	西松浦郡大川村杵島郡若木村	同上
四六,〇〇〇	東松浦郡切木村唐津市	同上
四六,〇〇〇	小城郡多久村	同上
四六,〇〇〇	西松浦郡東山代村	同上
一、〇〇,〇〇〇	福岡市大名町	同上
九七,〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	同上
九七,〇〇〇	福岡縣企救郡東谷村	同上
九七,〇〇〇	宇都市居能町	同上
九七,〇〇〇	福岡縣杵島郡武雄町	同上
九七,〇〇〇	宇都市冲字部	同上
九七,〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	同上
九七,〇〇〇	同縣小城郡北多久村	同上
九七,〇〇〇	下關市上田中町	同上
九七,〇〇〇	佐世保市太田町	同上
九七,〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	同上
九七,〇〇〇	福岡市大名町一丁目	同上
九七,〇〇〇	佐世保市島瀬町	同上
九七,〇〇〇	佐世保市鳥瀬町	同上
九七,〇〇〇	同市保立町	同上
九七,〇〇〇	同市保立町	同上
九七,〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	同上
九七,〇〇〇	佐世保市太田町	同上
九七,〇〇〇	佐世保市上林町	同上
九七,〇〇〇	佐世保市保立町	同上
九七,〇〇〇	長崎縣北松浦郡小佐々村	同上
九七,〇〇〇	神戶市神戸區海岸通	同上
九七,〇〇〇	八幡市大藏神田町二丁目	同上
九七,〇〇〇	名古屋市熱田區池内町	同上
九七,〇〇〇	株式會社鈴木石炭商店礦業部	同上
九七,〇〇〇	石原産業海運株式會社	同上
九七,〇〇〇	吉原 フデ 外二人	同上
九七,〇〇〇	未 吉 役 重	同上
九七,〇〇〇	水野 重雄 外一人	同上
九七,〇〇〇	吉原 命照 外一人	同上
九七,〇〇〇	芳川 命照 外一人	同上
九七,〇〇〇	吉田 波吉 外一人	同上
九七,〇〇〇	品川 春一	同上
九七,〇〇〇	山本 爲一 外一人	同上
九七,〇〇〇	藏内 次郎兵衛	同上
九七,〇〇〇	水野 重雄 外一人	同上
九七,〇〇〇	篠原 百三郎	同上
九七,〇〇〇	岡崎 林平	同上
九七,〇〇〇	鹿本郡嶽間村福岡縣八女郡矢部村	同上
九七,〇〇〇	八代郡八千把村千丁村文政村	同上
九七,〇〇〇	同郡昭和村文政村並ニ海面	同上
九七,〇〇〇	同市渡邊通五丁目	同上
九七,〇〇〇	福岡縣田川郡糸田町	同上
九七,〇〇〇	同市小串	同上
九七,〇〇〇	福岡市上林町	同上
九七,〇〇〇	宇都市東區岬通五丁目	同上
九七,〇〇〇	小倉市鍛冶町	同上
九七,〇〇〇	同郡朝日村御嶽村	同上
九七,〇〇〇	日田郡夜明村大鶴村	同上
九七,〇〇〇	宗像郡赤間町	同上
九七,〇〇〇	小倉市企救郡曾根町	同上
九七,〇〇〇	防府市	同上
九七,〇〇〇	上益城郡御嶽村名連川村	同上
九七,〇〇〇	同郡朝日村御嶽村	同上
九七,〇〇〇	鹿本郡嶽間村福岡縣八女郡矢部村	同上
九七,〇〇〇	八代郡八千把村千丁村文政村	同上
九七,〇〇〇	同郡昭和村文政村並ニ海面	同上
九七,〇〇〇	同市渡邊通五丁目	同上
九七,〇〇〇	福岡縣田川郡糸田町	同上
九七,〇〇〇	同市小串	同上
九七,〇〇〇	福岡市上林町	同上
九七,〇〇〇	宇都市東區岬通五丁目	同上
九七,〇〇〇	小倉市鍛冶町	同上
九七,〇〇〇	同郡朝日村御嶽村	同上
九七,〇〇〇	日田郡夜明村大鶴村	同上
九七,〇〇〇	宗像郡赤間町	同上
九七,〇〇〇	小倉市企救郡曾根町	同上
九七,〇〇〇	防府市	同上
九七,〇〇〇	上益城郡御嶽村名連川村	同上
九七,〇〇〇	同郡朝日村御嶽村	同上
九七,〇〇〇	鹿本郡嶽間村福岡縣八女郡矢部村	同上
九七,〇〇〇	八代郡八千把村千丁村文政村	同上
九七,〇〇〇	同郡昭和村文政村並ニ海面	同上

石炭採掘鑛業権設定（七、八月中）

登録番號	鑛區位置	新鑛業権者		鑛區坪數
		舊鑛業権者	新鑛業権者	
採掘鑛業権者移轉（七、八月中）				
1,000,000 元、九,九〇〇	東見初炭礦株式會社 藤山	兒玉 松尾 新	志計 松尾 茂	
一四〇,〇〇〇 元、六,〇〇〇	東見初炭礦株式會社 谷本	大谷 武元 柏木	大武 松元 木	
二四〇,〇〇〇 元、九,〇〇〇	新忠藏 松男 松義 松茂	新忠 藏茂	和田 誠義	
一一〇,〇〇〇 元、九,〇〇〇	日產化學工業株式會社 井賀 理由 讓渡買賣	大和 理由 讓渡買賣	化學 工业 會社 井賀	

同郡文政村鏡町並三海面 天草郡志岐村本村	同上 佐世保市保立町 宇都市西區北町 東京市日本橋區室町二丁目 宇都市東區錦橋通四丁目 湯野好一外一人	伊集院清二 吉原フテ外二人 武重元三外三人 松島炭礦株式會社
北高來郡江ノ浦村田結村並三海面 西彼杵郡神浦村地先海面鰐戶町並三海面 島村地先海面雪浦村地先海面 南高來郡南有馬町北有馬村西有家町並三海面 同郡南有馬町並三海面	北高來郡江ノ浦村田結村並三海面 西彼杵郡神浦村地先海面鰐戶町並三海面 島村地先海面雪浦村地先海面 南高來郡南有馬町並三海面 同郡南有馬町並三海面	北高來郡江ノ浦村田結村並三海面 西彼杵郡神浦村地先海面鰐戶町並三海面 島村地先海面雪浦村地先海面 南高來郡南有馬町並三海面 同郡南有馬町並三海面
長崎県大島村 同郡御幸村日吉村上益城郡大島村 飽託郡御幸村日吉村上益城郡大島村	長崎県大島村 同郡御幸村日吉村上益城郡大島村 飽託郡御幸村日吉村上益城郡大島村	長崎県大島村 同郡御幸村日吉村上益城郡大島村 飽託郡御幸村日吉村上益城郡大島村
長崎縣大島村 同郡御幸村日吉村上益城郡大島村 飽託郡御幸村日吉村上益城郡大島村	長崎県大島村 同郡御幸村日吉村上益城郡大島村 飽託郡御幸村日吉村上益城郡大島村	長崎県大島村 同郡御幸村日吉村上益城郡大島村 飽託郡御幸村日吉村上益城郡大島村
佐賀県吉武村 福岡市古溪町 宇都市冲字部 佐賀市水ヶ江町 小倉市鍛治町 佐賀縣杵島郡武雄町 山口 志風喜美 半田麻次郎外一人 岸川徳一外一人 小森泰藏外一人 藏内次郎兵衛 峰	佐賀県吉武村 福岡市古溪町 宇都市冲字部 佐賀市水ヶ江町 小倉市鍛治町 佐賀縣杵島郡武雄町 山口 志風喜美 半田麻次郎外一人 岸川徳一外一人 小森泰藏外一人 藏内次郎兵衛 峰	佐賀県吉武村 福岡市古溪町 宇都市冲字部 佐賀市水ヶ江町 小倉市鍛治町 佐賀縣杵島郡武雄町 山口 志風喜美 半田麻次郎外一人 岸川徳一外一人 小森泰藏外一人 藏内次郎兵衛 峰
佐賀県吉武村 福岡市古溪町 宇都市冲字部 佐賀市水ヶ江町 小倉市鍛治町 佐賀縣杵島郡武雄町 山口 志風喜美 半田麻次郎外一人 岸川徳一外一人 小森泰藏外一人 藏内次郎兵衛 峰	佐賀県吉武村 福岡市古溪町 宇都市冲字部 佐賀市水ヶ江町 小倉市鍛治町 佐賀縣杵島郡武雄町 山口 志風喜美 半田麻次郎外一人 岸川徳一外一人 小森泰藏外一人 藏内次郎兵衛 峰	佐賀県吉武村 福岡市古溪町 宇都市冲字部 佐賀市水ヶ江町 小倉市鍛治町 佐賀縣杵島郡武雄町 山口 志風喜美 半田麻次郎外一人 岸川徳一外一人 小森泰藏外一人 藏内次郎兵衛 峰

炭界日誌



—(89)—

福井生

福井生

炭界日誌

八月十五日 木

△内地無煙炭業者が朝鮮三陟炭田の視察に出発した。

員を選定した。

△鈴川滿業總裁は満洲の鐵石炭開發につき梅津司令官と會見したが、満洲と石炭、鐵資原料開發につき懇談したと

言はれてゐる。

八月十三日 火

△鈴川滿業總裁は満洲の鐵石炭開發につき梅津司令官と會見したが、満洲と石炭、鐵資原料開發につき懇談したと

言はれてゐる。

△樺太石炭聯合會關係の中石炭坑を糾合して、樺太石炭株

佐賀	同			
長崎	同			
福岡	同			
佐賀	同			
福岡	同			
東松浦郡入野村	同			
杵島郡北方村	同			
北松浦郡柿木村	同			
柏屋郡宇美町	同			
田川郡添田町	同			
杵島炭礦株式會社	同			
明治鑛業株式會社	同			
峯吉株式會社	同			
佐藏株式會社	同			

登録番號	採掘鑛區更事由	鑛區位置		鑛業權者
		變 更	更	
長崎 三三	減 區	佐世保市福石	(七、八月中)	日本洋瓦株式會社
福岡 二三	增 區	田川郡大任村川崎町	日滿鑛業株式會社	常磐製紙株式會社
佐賀 六三	同	古川合名會社	三菱鑛業株式會社	松岡一郎
福岡 一三	同	肥佐	佐々木作太郎	高島市治郎
佐賀 一三	同	佐	若半	白洲次郎
福岡 二三	同	藏	治	島良資
佐賀 三三	同	松島	一	大島
福岡 二三	同	岡田	一	島
佐賀 二三	同	徳幸	一	貢
福岡 二三	同	一作彦	一	島
佐賀 二三	同	一郎	一	貢
福岡 二三	同	隆	一	島
佐賀 二三	同	井元	二	島
福岡 二三	同	二郎	八	貢
佐賀 二三	同	三郎	八郎	島
福岡 二三	同	四郎	八郎	貢
佐賀 二三	同	五郎	八郎	島
福岡 二三	同	六郎	八郎	貢

—(88)—

△福礦局では労働力の移動による出炭減を認め、近く管下二百七十餘の業者に通牒を發する事になつた。

し不良炭並に石炭輸送事務を處理すべく努力中なりと語つた。

九月九日 月

△若松驛石炭積込棧橋竣工式を舉行した。

九月十三日 金

△中村福礦局長歸任、若松市に商工省出張所(假稱)を設置

△日石若松支店主催にかかる九州地方石炭統制組合會議を若松石炭商業組合で開催した。

九月十日 火

△中村福礦局長一行が肥筑炭田の視察を行つた。

九月十三日 金

(縣名ナキハ總テ福岡縣)

本會會員炭坑異動

(八月二十日付)

新入會ノ部

炭礦名	所在地	經營者	鑛業權者
日鐵池野支所五坑	長崎縣北松浦郡柚木村	小浦儀一	日鐵礦業株式會社
佐谷炭坑	柏屋郡須恵村佐谷	關川熊生	筑豐礦業鐵道株式會社
大黒炭坑第五坑	嘉穂郡額田村鹿毛馬	黒川尙夫	日曹人絹バルブ株式會社
東豊炭坑三坑	田川郡川崎町小松ヶ池	衛藤速	川崎炭坑株式會社
東豊炭坑二坑	田川郡川崎町東川崎	衛藤速	川崎炭坑株式會社
日邦炭坑	田川郡伊田町糸飛	井上憲行	太田修吉

退會ノ部

炭礦名	所在地	經營者	退會理由
三友炭坑	嘉穂郡山田町	富山卓吉	中島鑛業株式會社
加茂小坂炭坑	嘉穂郡幸袋町目尾	加茂泰吉	合資會社寶邊商店
加茂目尾八坑	嘉穂郡幸袋町目尾	加茂泰吉	合資會社寶邊商店
原口鑛業所	鞍手郡木屋瀬町	原口秀雄	筑豐鑛業鐵道株式會社
寶珠山炭坑	朝倉郡寶珠山村	橋上保	寶珠山鑛業株式會社
矢岳炭礦	長崎縣北松浦郡小佐々村	日產化學工業株式會社	

(九月十五日現在百八十六坑)

編輯後記

かう電撃的に行かぬものが知らん、どうせ決るものなら早く決めて欲しいものだ。

新体制運動が全國的にひろがり、石炭生産新体制なる言葉も生るに至つた、即ち當局の案として新聞紙上に傳へられてゐるのは現在ある大手筋中小炭坑それゝの統制團体を統合し、各鐵山監督局管下別に大小を一丸とした機關を設置し、中央に聯合會を結成すると言ふのである。

今のこところほんの輪廓ばかりで、かれこれ批評する材料も與へられてゐないが、所謂事務家の机上案ならば、平に御免蒙りたい。

今までに發表された幾多の計畫は餘りにも此の種のものが多かつたから。

× × ×

日本石炭は、業務開始を眼前に控へ、十六日參與會議を開いた、石炭質取價格の決定の大問題があり、その結果が待たれてゐたのに、今日まで何の事もなく又候十月一日開始の延期説が頭をもたげて來た。何とか

本号は、卷頭に加茂氏外二氏の苦心の結晶、章邱炭田報告書を載せた、渡邊博士の調査書をも併載の筈であつたが紙面の都合で次号廻はしこなつた。

それから商工省發表の石炭配給調整の解説を掲載した分り易く書いてあるし特に會員諸氏の熟讀を希望する。

× × ×

この九月十五日は本會の創立記念日で殊に今年は十週年に當るので、職員一同は本會の產土神直方の多賀神社に參拜、恭しく奉答文を奏上した十年一昔を言ふが、本會十年の歴史を顧みるとき、誠に感慨の深いものがある、次号にはさゝやかな記念号を出すべく準備じてゐる。

今年は秋の來るのが早いやうだ、彼岸も來ぬ中からめつきり冷える。

(岸彼入ノ日清風)

互助會報・第五卷・第九號

購	冊	金參拾錢	郵稅共
半年分	金壹圓八拾錢同上		
一年分	金參圓六拾錢同上		

料金は前金の事

昭和十五年九月二十四日印刷納本
若松市本町二丁目
行

發行人 石炭鑛業互助會
編輯人 風戸道康
若松市本町二丁目
印刷人 吉田万造
若松市堺町三丁目
發行所 石炭鑛業互助會
印刷所 吉田印刷所
電話 武六五二番
七三〇六七九一六番

九州總代理店
幸田次兵衛本店

福岡市中島町西詰
電話東③〇二五二・一五〇二・四九七一

許特

日本政府 第103171號
滿洲國政府 第4324號

(舊名稱遊槽式)

式良々多洗炭機



日種業營

洗炭機・風機・泥機・工作機・採金船・壓縮機・浮遊選礦機
其の他礦山用並に一般諸機械

株式會社

本社 長安雍野嘉朗市郎
同 常務取締役
出張所 東京工場
東京市麹町區九ノ内二丁目昭和ビル五階
電話丸ノ内(三)五九五・五九六・五九七・五九八番地
東京市城東區大島町八丁目七〇〇番地
電話本所(七三)一一大・九四〇二番

版出時同著名ニの讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發旬中月ハ

發行所

日本鑛業新聞社

福岡市薬園本通一丁目三番

振替福西三八〇七番

! 關係各項の必携、必讀を!

釋を試み、實務家の手びきとして遺憾なからしむ。乞ふ
の指針とすへ、鑛山の實情に即して明快、懇切なる解
內容=書名の示す二規則の全般に亘り、實際的取扱方法

次目要主

第六章 準賃金
第五章 扶助の種類及扶助券の標
第十章 扶助券の審査及調査
第三章 扶助券の性質
第七章 扶助券の免責
第八章 扶助券の消滅の變更
第九章 種券並助券に於ける業權者の其他

總クロース・金文字・函入



福岡鑛山監督局立山方著

錢十五圓二價定
錢五十料送

次目要主

第十九章 賃金領取
第十八章 鑛業者手續規則の種類
第十七章 鑛業者手續規則の効力
第十六章 鑛業者手續規則の作成及許
第十五章 鑛業者休憩時間規則
第十四章 鑛業者休憩時間規則の作成の意旨
第十三章 鑛業者休憩時間規則の作成の意旨
第一章 護法の必要と鑛夫保
第二章 鑛夫の時金及積立金の管
第三章 鑛夫の時金及積立金の管

總クロース・金文字・函入



福岡鑛山監督局立山方著

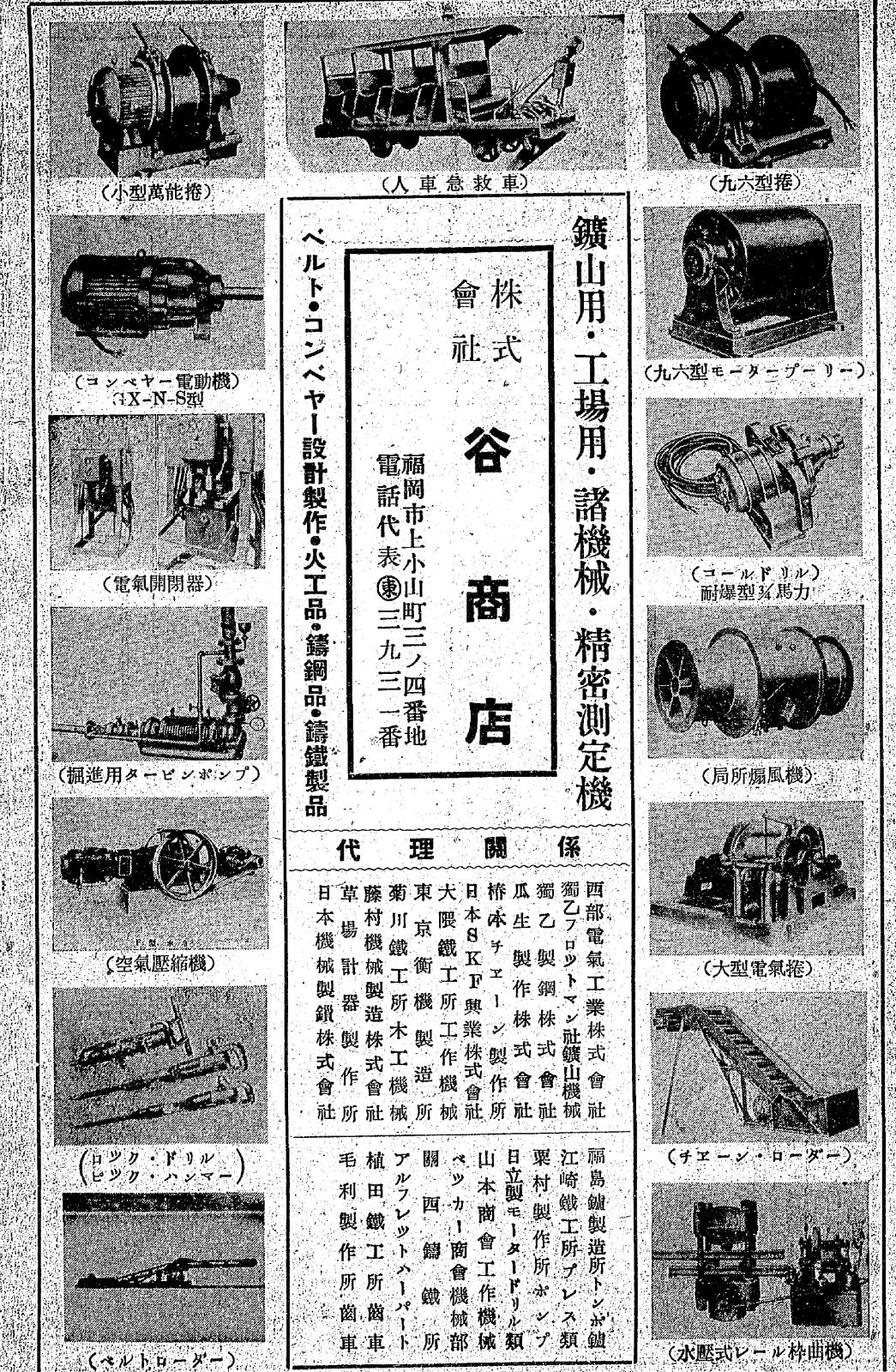
錢十五圓二價定
錢五十料送

礦山用・工場用・諸機械・精密測定機

谷 株式会社

福岡市上小山町三ノ四番地
電話代表 東三九三一番

ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品



昭和十五年四月七日第三種郵便物認可登録
昭和十五年九月三十日印刷精本
昭和十五年九月二十八日發行

石炭鑄業互助會報 行所 若松市本町二丁目

石炭鑄業互助會

代理關係

西部電氣工業株式會社
獨乙製鋼株式會社
日本SKF興業株式會社
東京衡機製造所
大隈鐵工所
草場計器製造株式會社
日本機械製鑄株式會社

福島鑄造所
江崎鐵工所
木工作機械部
藤村機械製造株式會社
栗村製作所
日立製造所
植田鐵工所
西鵠鐵所
毛利製作所
アルフレットハーパート
山本商會
貝ッカ商會
工作機械部
齒車